



Outline book on Shimabara Area Administrative Committee

島原地域広域市町村圏組合概要

令和元年 7 月

はじめに

島原地域広域市町村圏組合は、島原市、雲仙市、南島原市の3市が連携協力して、各構成市の枠を超えた広域的な事務を行うために設立された一部事務組合です。

目次

1. 組合概要	1
2. 組合のあゆみ	2
3. 構成市	3
4. 共同処理事務	4
5. 組織・組織図	4
6. 各共同処理事務の概要	6
〔事務局〕事務分掌	6
(1) 不燃物ごみ処理（総務課）	8
(2) 電算（電算課）	14
(3) 介護保険（介護保険課）	16
〔消防本部・消防署〕事務分掌	27
(4) 組織体制	30
(5) 庁舎	32
(6) 火災予防	33
(7) 危険物	36
(8) 救急・救助	37
(9) 指令センター	39
 [資料]	
組合の財政状況	43
島原地域広域市町村圏組合同規約	46

1. 組合概要



(1) 設立根拠

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 2 項の規定に基づく一部事務組合

(2) 設立年月日

昭和 46 年 4 月 1 日 (広域行政機構としては協議会で昭和 44 年 7 月に発足している。)

(3) 所在地

〔事務局〕

○ 総務課/電算課/介護保険課 (島原市役所有明庁舎 3 階)

〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊 1327

総務課 : TEL(0957)61-9100/FAX(0957)68-1126

電算課 : TEL(0957)61-9115/FAX(0957)68-1126

介護保険課 : TEL(0957)61-9101/FAX(0957)61-9104

○ 広域クリーンセンター

〒855-0018 長崎県島原市西町丙 1450

TEL(0957)64-6111/FAX(0957)64-6300

〔会計課〕 (島原市役所 3 階)

〒855-8555 長崎県島原市上の町 537

TEL(0957)63-1111(内線 161・166)

〔消防本部〕

〒855-0033 長崎県島原市新馬場町 872-2

○ 総務課

TEL(0957)62-7711/FAX(0957)62-3133

○ 予防課

TEL(0957)62-5857

○ 警防課

TEL(0957)62-3080

○ 指令課

TEL(0957)65-5151/FAX(0957)63-6983

■島原消防署

〒855-0033 長崎県島原市新馬場町 872-2

TEL(0957)62-0119/FAX(0957)62-5893

○ 北分署

〒859-1306 長崎県雲仙市国見町神代己 111-3

TEL(0957)78-2870/FAX(0957)78-2906

■南島原消防署

〒859-2212 南島原市西有家町須川 1218-8

TEL(0957)82-2479/FAX(0957)82-2572

○ 布津分署

〒859-2113 長崎県南島原市布津町丙 2812-1

TEL(0957)72-2383/FAX(0957)72-4220

○ 有馬分署

〒859-2415 長崎県南島原市南有馬町戊 447-1

TEL(0957)85-2399/FAX(0957)85-2988

○ 口之津分署

〒859-2504 長崎県南島原市口之津町丙 2093-7

TEL(0957)86-2098/FAX(0957)86-2149

2. 組合のあゆみ



昭和 44 年 7 月

島原地域を広域市町村圏(1 市 7 町)に指定
(瑞穂町～島原市～西有家町)
島原地域広域市町村圏協議会設置(広域行政機構)

昭和 45 年 3 月

広域市町村圏基本構想基本計画を策定

昭和 45 年 4 月

島原地域消防福祉組合発足(1 市 7 町)
(常備消防救急業務、伝染病隔離病舎事業開始)

昭和 45 年 8 月

南部 4 町の編入
(加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町)

昭和 46 年 4 月

島原地域広域市町村圏組合発足(1 市 11 町)
(組合事務局を設置、消防救急業務開始)
(島原地域消防福祉組合を島原地域福祉組合に改組、伝染
病隔離病舎事業のみとなる。)

昭和 48 年 4 月

電算事業、不燃物ごみ処理事業を開始

平成 07 年 10 月

ふるさと市町村圏に選定(基金 10 億円を造成)

平成 09 年 4 月

ふるさと市町村圏事業を開始

平成 11 年 6 月

島原半島西部 5 町の加入
(吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町)
介護保険業務を開始(1 市 16 町で共同処理)

平成 13 年 3 月

島原地域ふるさと市町村圏計画基本構想基本計画(第 4
次)を策定

平成 15 年 4 月

事務局会計課を設置

平成 17 年 10 月

10 日 国見町・瑞穂町・吾妻町・愛野町・千々石町・小浜
町及び南串山町が脱退
11 日 雲仙市が加入(2 市 9 町)

平成 17 年 12 月

31 日 有明町が島原市に編入合併されるため脱退(2 市 8
町)

平成 18 年 3 月

30 日 加津佐町・口之津町・南有馬町・北有馬町・西有家
町・有家町・布津町及び深江町が脱退
31 日 南島原市が加入(3 市)

平成 18 年 4 月

消防本部指令課を設置
消防署を 2 署体制とする

平成 19 年 4 月

収入役を廃止し会計管理者を置く

平成 23 年 3 月

ふるさと市町村圏事業を廃止
不燃物ごみ処理事業から雲仙市が脱退

平成 27 年 4 月

電子計算機に関する事務から雲仙市が脱退

3. 構成市



(1) 構成市の沿革と広域的位置づけの動向

本組合は、長崎県の南東部に位置する島原半島の3市で構成し、その島原半島は周囲138.3km、東西約24km、南北約32km、面積467.39km²（県全体の11.3%）で、普賢岳を中心とする雲仙山系と、それに連なる穏やかな丘陵地帯及び海岸沿いに広がる平野部からなっています。

※面積は平成30年全国都道府県市町村別面積調

島原半島の耕地面積は11,780haで、半島総面積46,735haに対する耕地率は25.2%となっており、県全体の耕地率11.6%に比べて2倍以上も高く、その内訳は、畑地の割合が63.6%で、県全体の54.2%に比べて高い上に、畑作中心の農業が盛んであります。

※島原半島要覧

また、島原城や原城に代表される由緒ある歴史資源にも恵まれ、産業面でも県内における中核農業地帯を形成しているほか、恵まれた自然や歴史資源、温泉資源を生かした観光、さらには海の恵みを生かした漁業や南島原市西有家町、有家町を中心にそうめん製造業が生産規模・集積の度合い・伝統性から最も代表的な地場産業となっています。

しかし、平成2年11月にはじまり平成8年6月に終息となった雲仙・普賢岳噴火災害により、直接、間接被害あわせておよそ2,300億円と推計される経済的被害等を受け、この間の大幅な人口流出を招くなど、大きな打撃を受けましたが、平成9年度にスタートした「がまだす計画」に基づく広域復興事業の推進等により、地域高規格道路の整備推進や火山観光の開発など、新しい発展の動向もみられるところです。

このような動向を踏まえ、圏域内においては島原半島広域農道や地域高規格道路の整備促進を図りつつ、圏域全体を高度情報網でネットワーク化するなど、半島性の克服に努めるとともに、九州西部地域における一大交流拠点地域となるよう圏域一体となって特色ある観光開発に努めています。

また、地方分権の進展に伴い、市町村合併による自治体の行財政基盤の強化が急務となっており、半島においても平成17年度には三つの新しい市が誕生しています。今後は、新たな時代にふさわしい“まちづくり”を推進する必要があり、広域行政においても、これらに適切に対応していくことが求められています。

(2) 構成市の人口等の動向

人口は、国勢調査でみて、平成22年の145,104人の人口が、平成27年には136,086人へと減少傾向が続いています。

人口構成でみると、高齢者人口（65歳以上）は令和元年5月末には約35.55%となっており、高齢化が進んでいます。

平成27年国勢調査確定値（平成28年10月26日現在）

区 分	人口(人)	世帯	面積(km ²)
島 原 市	45,436	17,068	82.97
雲 仙 市	44,115	15,376	214.31
南 島 原 市	46,535	16,664	170.11
計	136,086	49,108	467.39

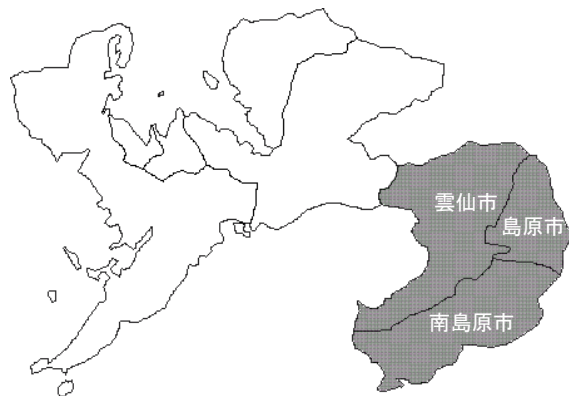
※面積：平成30年全国都道府県市町村別面積調

住民基本台帳人口（平成31年3月末現在）

区 分	人口(人)	世帯
島 原 市	44,907	19,587
雲 仙 市	43,609	17,315
（旧国見町）	10,081	3,718
（旧瑞穂町）	4,852	1,896
南 島 原 市	45,695	18,887
計	134,211	55,789

(3) 構成市の名称

- ① 島 原 市（しまばら し）
- ② 雲 仙 市（うんぜん し）
- ③ 南島原市（みなみしまばら し）



4. 共同処理事務



本組合で行っている共同処理事務の状況は、次表のとおりです。区域は、島原市、雲仙市（旧瑞穂町・国見町地区のみ）及び南島原市ですが、介護保険業務のみ半島全域で取り組んでいます。

共同処理事務状況

区 分	島原市	雲仙市		南島原市
		旧国見町 旧瑞穂町	その他区域	
不 燃 物 ご み 処 理	○	-	-	○
電 算	○	-	-	○
介 護 保 険	○	○	○	○
常 備 消 防 ・ 救 急	○	○	-	○

5. 組織・組織図



(1) 議会（規約第2章）

議員定数/15人

議員構成/各構成市議会の議員から5人を選出

任期/各構成市議会の議員としての任期

定例会/年2回

(2) 執行機関（規約第3章）

管理者/1人（議会の選任）

副管理者/2人（管理者以外の構成市長）

会計管理者/1人（管理者が職員のうちから任命）

監査委員/2人（識見を有する者、議会選出の者）

(3) 補助職員（定数条例）

管理者事務部局の職員/42人（定数51人）

消防の事務部局の職員/144人（定数145人）

(4) 調査会（附属機関 設置条例）

趣旨/地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置、管理者の要請に基づき、組合の共同処理事務について調査研究し、必要な調整を行う機関

委員/12人（定数13人）

構成/構成市の副市長及び職員、長崎県島原振興局の職員、組合の職員

実数・定数

区 分	定 数	実 数
議会	15人	15人
監査委員	2人	2人
調査会	13人	12人
事務局職員	51人	42人
消防本部職員	145人	144人
組合職員計	196人	186人

区 分	課 名
事務局 局長1人	総務課5人
	電算課4人
	介護保険課29人
会計課3人（2人は併任）	
消防本部 消防長1人 次長1人	総務課5人
	予防課5人
	警防課5人
	指令課11人
島原消防署54人（兼務者除く）	
南島原消防署62人	

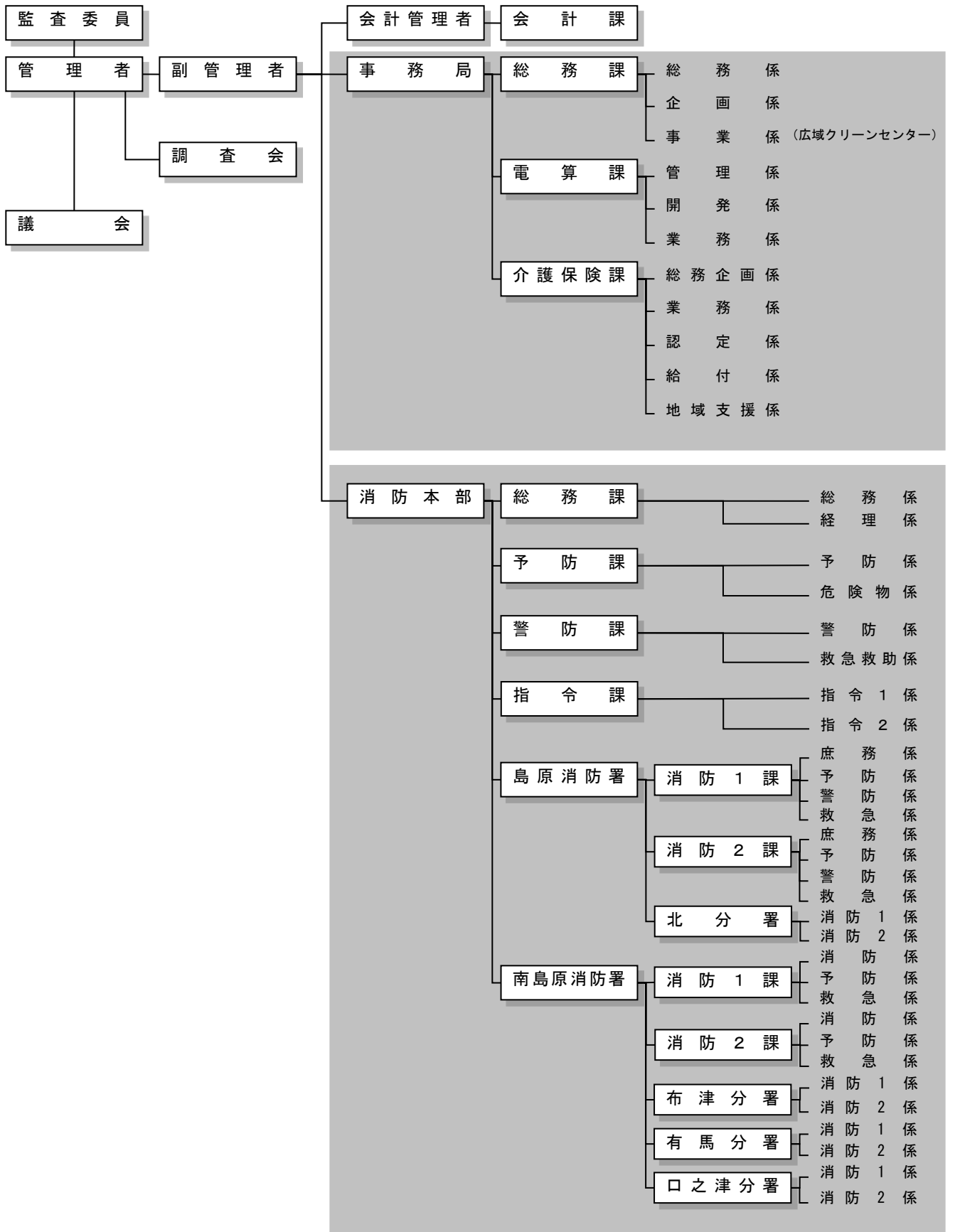
（平成31年4月1日現在）

※事務局：嘱託員は除く

※消防本部：1人消防学校派遣（教官）

※消防本部：1人防災航空隊派遣

組織図



6. 各共同処理事務の概要



〔事務局〕

〔事務局〕事務分掌

最近の厳しい行財政環境の中で、地域住民の価値観や生活様式等の多様化・個性化傾向は一段と強まってきました。

また、地方分権型社会の到来を迎え、行政課題は一層高度に多様化し複雑化しており、広域化してきています。

こうした中で、構成市においては、事務事業の増加に対応した事務処理の改善等、行財政改革を推進するとともに、住民サービスの向上を図るために各種一部事務組合を設立してきました。

そして、広域的連携のもと効率的・効果的な施策推進の観点から、各種事業を実施し調整等を図ってきました。

今後は、高齢化や国際化、情報化など、さらに多様化する多くの課題がありますが、これら広域的な課題に対応していくためには、広域行政推進のための体制強化・充実を図り、広域行政をより効果的かつ積極的に展開していく必要があります。

事務局には従来から総務課では「ごみ処理」、電算課では「電算処理」などを広域で実施してきましたが、平成 12 年度から開始された介護保険制度に対応するため、介護保険課を新設し、平成 15 年度には会計課を組織化するなど、共同処理事務の強化を図ってきました。

事務局各課の事務分掌

課	係	事務分掌
総務課	総務係	(1) 組合議会に関すること。 (2) 条例、規則その他規程の制定及び改廃の手続きに関すること。 (3) 予算の編成及び執行の監督並びに決算に関すること。 (4) 公印の保管に関すること。 (5) 文書の収発及び整理保存に関すること。 (6) 公告式に関すること。 (7) 職員の任免、分限、懲戒、服務及び勤務時間その他勤務条件に関すること。 (8) 職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。 (9) 職員の給与に関すること。 (10) 組合財産の取得、維持管理及び処分に関すること。 (11) 財政事情の公表及び財務報告に関すること。 (12) 物品の出納、保管に関すること。 (13) 表彰に関すること。 (14) 共済組合、退職手当組合並びに公務災害補償に関すること。 (15) 課内の庶務に関すること。 (16) その他組合に関すること。
	企画係	(1) 組合事務の企画、調整並びに能率化に関すること。 (2) 諸統計の調査に関すること。 (3) 調査会に関すること。
	事業係	(1) 不燃性廃棄物処理事業の調査及び運営に関すること。 (2) 不燃物処理センター及び不燃性廃棄物最終処分場施設の維持管理に関すること。 (3) 車両の維持管理に関すること。 (4) 不燃物ごみ処理手数料の徴収及び納入に関すること。
電算課	管理係	(1) 電子計算機及び附帯設備並びに機器の管理に関すること。 (2) 電子計算機の入力及び各種データの管理に関すること。 (3) 電算業務に係る構成市との連絡調整に関すること。 (4) 電算広報に関すること。 (5) 課内の庶務に関すること。 (6) その他電算に関すること。
	開発係	(1) 電算適用業務の分析及び調査研究に関すること。 (2) システム設計並びに移行計画に関すること。 (3) 電算機専門部会の運営に関すること。
	業務係	(1) 電子計算機による行政事務の処理に関すること。 (2) 電子計算機のプログラムに関すること。 (3) 電子計算機のオペレーションに関すること。
介護保険課	総務企画係	(1) 介護保険事業の運営に関すること。 (2) 介護保険特別会計に関すること。 (3) 介護保険固有の条例・規則その他規定の制定及び改廃の手続きに関すること。 (4) 介護保険事業計画の策定に関すること。 (5) 保健福祉事業に関すること。 (6) 介護保険料率の決定に関すること。 (7) 周知広報等に関すること。

		(8) 企画調整に関すること。 (9) 統計事務に関すること。 (10) 課内の庶務に関すること。 (11) その他介護保険に関すること。
	業 務 係	(1) 被保険者の資格喪失管理に関すること。 (2) 介護保険の賦課・徴収に関すること。
	認 定 係	(1) 介護認定審査会に関すること。 (2) 介護認定審査に関すること。
	給 付 係	(1) 介護保険給付事務に関すること。 (2) 第三者行為の求償事務に関すること。 (3) 国保連合会との調整に関すること。 (4) 住宅改修等の調査指導に関すること。 (5) 基準該当居宅サービス事業者等に関すること。 (6) 基盤整備に関すること。 (7) 地域密着型サービス事業所の指定、調査指導に関すること。 (8) 介護サービス費の請求等にかかる指導に関すること。 (9) 居宅介護支援事業所の指定、調査指導に関すること。
	地 域 支 援 係	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 (2) 包括的支援事業に関すること。 (3) 任意事業に関すること。

《会計管理者の補助組織》

会 計 課	(1) 歳入及び歳出の出納に関すること。 (2) 決算の調製に関すること。 (3) 歳入歳出外現金及び有価証券(基金に関するものを含む。)の出納保管に関すること。 (4) 預託金の受払に関すること。 (5) 職員等の源泉所得税、諸納付金の徴収及び納付に関すること。 (6) 指定金融機関等に関すること。 (7) 会計管理者の事務引継に関すること。 (8) 重要備品に関すること。 (9) 財産の記録管理に関すること。 (10) その他会計管理者の職務権限に属する業務に関すること。 (11) 課内の庶務に関すること。
-------	--

不燃物ごみ処理

(1) 総務課

※環境基本法

「環境への負荷が少ない持続的発展の社会」をキーワードに、環境保全分野での我が国の基本的な施策の方向を示すものです。

※循環型社会形成推進基本法

廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図る

※廃棄物処理法

廃棄物の排出企業が処理業務を委託した際に不適正処理や不法投棄が起きた場合、排出企業にも罰則や現状回復義務を負わせる。

※資源有効利用促進法

自動車やパソコンなど14種類の製品について、使用済み部品を新製品に組み込んで再使用することや、余分な部品を使わないで省資源化設計の採用をメーカーに義務づける。

※容器包装リサイクル法

1997年4月から、PETボトルやプラスチック容器の再商品化が始まり、2000年4からはその他紙製品類、その他プラスチック類の容器包装を対象に、消費者、行政、メーカーに再商品化を義務づける。

① 廃棄物の発生抑制と適正処理

最近の廃棄物を取り巻く環境は、生活様式の多様化などにより、ごみ排出量の増大、ごみ質の多様化、最終処分場の逼迫、不法投棄の増大やダイオキシン問題など、さまざまな問題を抱えており、これまでの大量生産・大量消費の生活様式を改め、廃棄物を出さない社会、地球にやさしく環境負担の少ない「資源循環型」の社会への転換を迫られています。

こうした社会の実現を目指して、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が、平成10年6月に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が制定され、平成12年6月には、基本的枠組み法となる「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。これに前後して、資源有効利用促進法（略称）、建設リサイクル法（略称）、食品リサイクル法（略称）、グリーン購入法（略称）、小型家電リサイクル法（略称）が制定されています。

本組合も、平成5年度から現在の広域クリーンセンター（最終処分場）を供用開始し、併せてリサイクルをより効果的かつ効率的に行うため、中間処理を民間施設の島原リサイクルプラントへ全部委託しています。

構成市においても、一般廃棄物処理基本計画及び市町村分別収集計画等を策定され、廃棄物の発生抑制及び適正処理の推進を実施しています。

本組合としても、これらの計画を指針に「資源循環型」の社会形成を目指すとともに、廃棄物の迅速かつ適正な処理による地域住民の快適な生活環境づくりのため、地域住民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化・リサイクルを推進することになっています。

② 対象区域

島原市、南島原市の2市を区域とします。

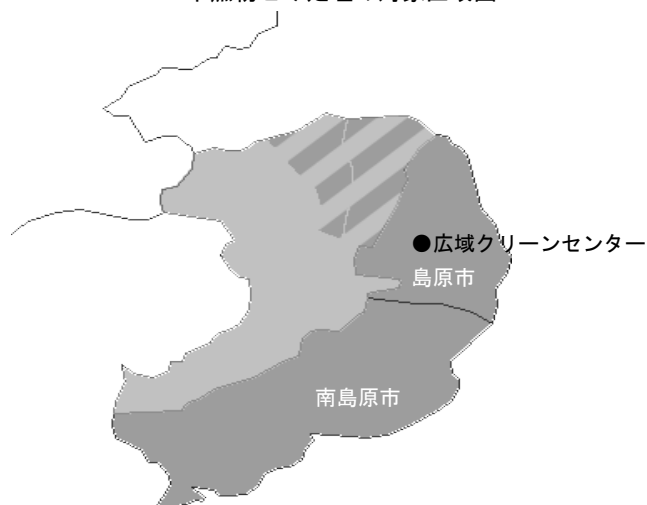
不燃物ごみ処理対象区域

面	積	(km^2)	253.08
人	口	(人)	90,602
世	帯	数(世帯)	38,474

※ 人口：平成31年3月末住民基本台帳

※ 面積：平成30年全国都道府県市町村別面積調

不燃物ごみ処理の対象区域図



(雲仙市の旧国見町及び旧瑞穂町にあっては、平成22年度までに収集された不燃物ごみの処理を行う。)

※家電リサイクル法

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の家電四品目を対象に、消費者の再商品化などに関する費用の負担、販売店の消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーの再商品化をそれぞれ義務づける。(平成16年4月1日から冷蔵庫が対象に加わりました。)

※食品リサイクル法

外食産業など、食品関連産業から排出される生ごみや残飯などの食品廃棄物について飼料や肥料などの再資源化を義務づける。

※建設リサイクル法

コンクリート、アスファルト、木材など特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務づける。

※自動車リサイクル法

使用済自動車から発生するシュレッダーダスト(破砕ごみ)、エアバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを義務づける。

※グリーン購入法

国や地方公共団体による環境負荷の少ない製品の調達推進。国の「基本方針」に基づき、国の機関や地方公共団体などは「調達方針」を作成・公表する努力義務を義務づける。

※小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

③ 一般廃棄物(不燃物ごみ)の現況

対象区域内で排出された不燃物ごみ処理の流れは、次表のとおりです。家庭から出された家庭系一般廃棄物は構成市が収集運搬し、オフィスや商店などの事業系一般廃棄物は自ら直接搬入するなどして、島原リサイクルプラントへ持ち込みます。

不燃物ごみ処理の流れ

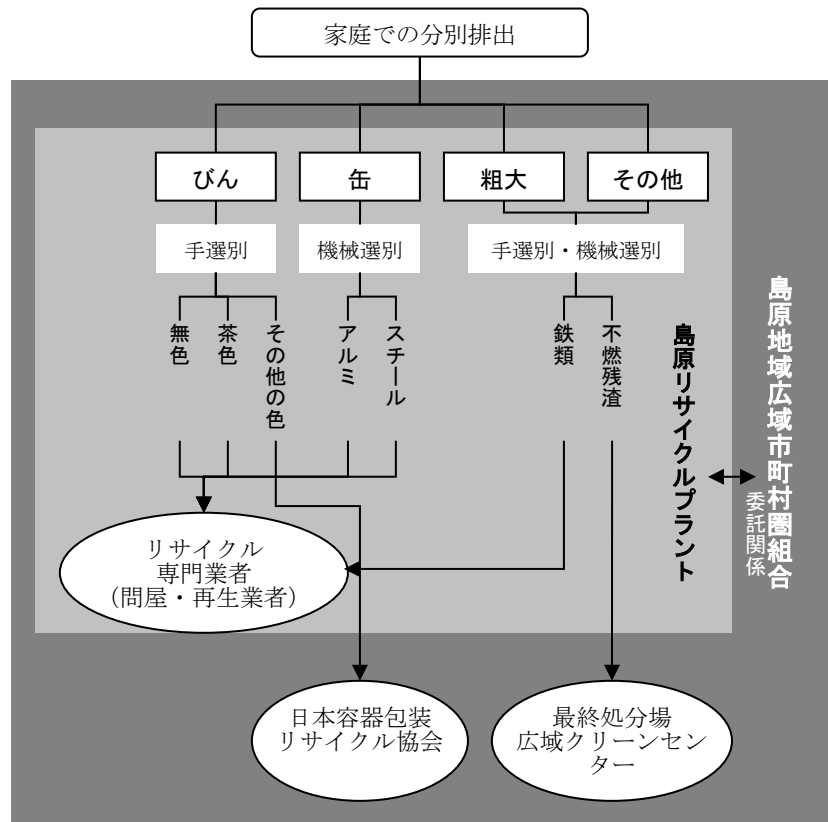


島原リサイクルプラントへ持ち込まれた不燃物ごみは、びん・缶・その他金属などをリサイクルし、残渣を広域クリーンセンターへ埋立処分しています。

また、過去の処理推移をみますと、家庭系で平成9年度から、事業系で平成13年度から減少傾向にあります。これは、家庭系では「容器包装リサイクル法」の施行に伴う分別収集の開始、事業系では平成13年度より「家電リサイクル法」の施行及び平成14年度より併せて処理していました産業廃棄物等の適正処理化(産廃処理指導)を実施したことによる成果です。

平成30年度の中間処理では、びん、缶、金属類など64.6%をリサイクルしました。

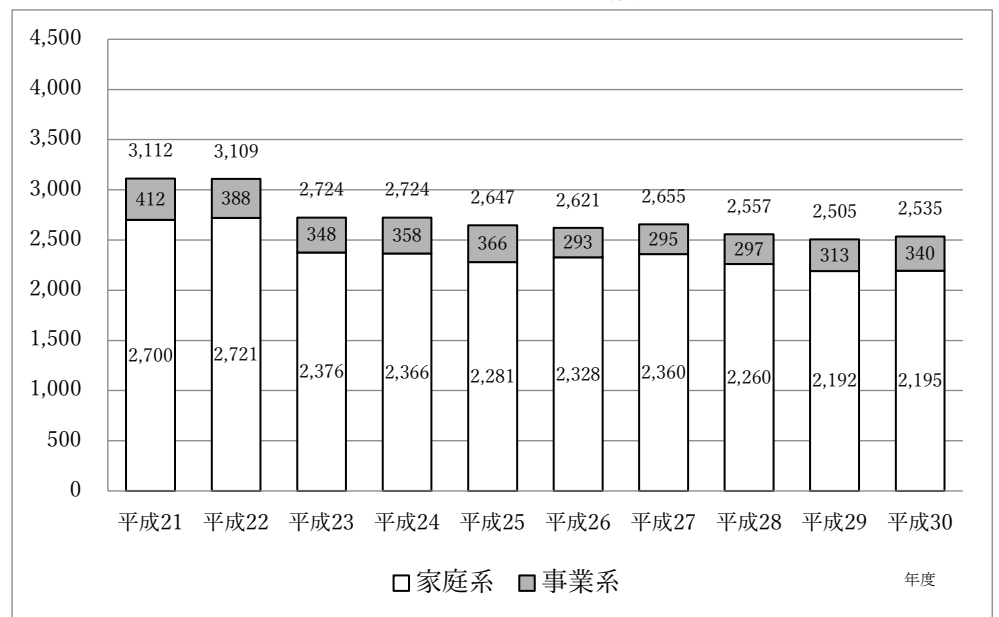
中間処理（民間施設）の概要



※日本容器包装リサイクル協会 容器包装リサイクル法を推進するため国や業界等が設立した財団

過去 10 年間の処理推移

単位／t

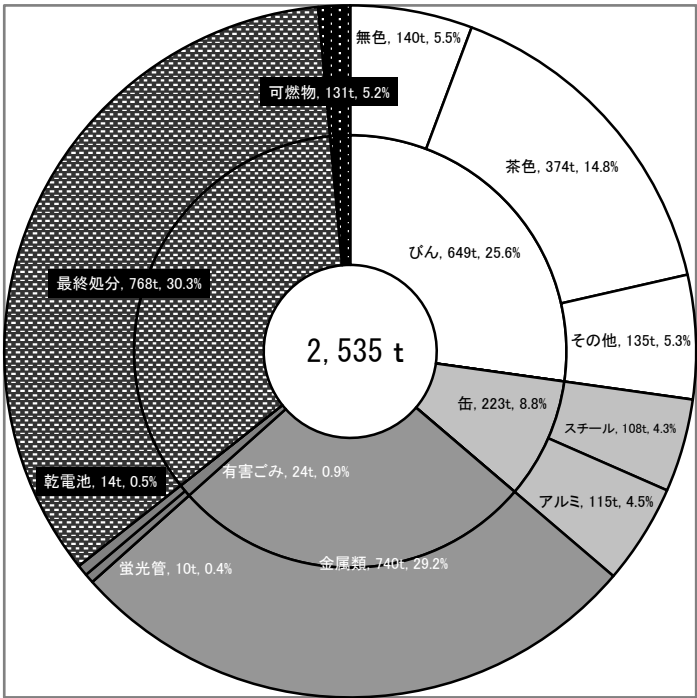


※有害ごみは家庭系に含む。

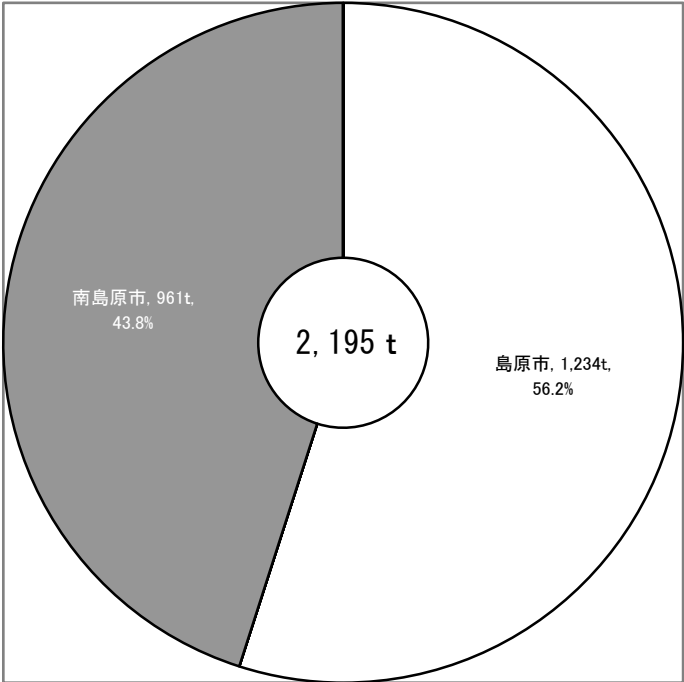
平成 30 年度の中間処理内訳



広域クリーンセンター
不燃性廃棄物最終処分場



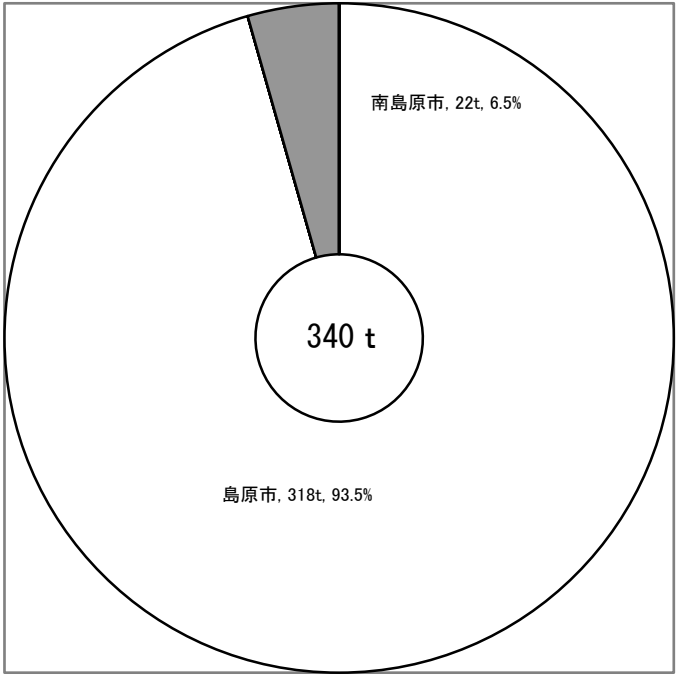
市別家庭系不燃物ごみ内訳



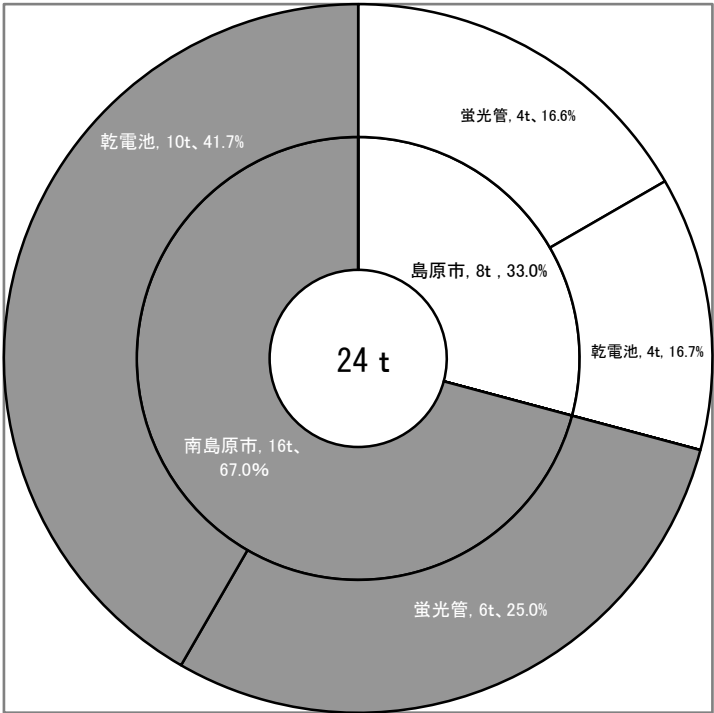
市別事業系不燃物ごみ内訳



(株) 北衛生社
島原リサイクルプラント



市別有害ごみ内訳



④ 本組合等の一般廃棄物処理施設整備状況

本組合等の一般廃棄物処理施設整備状況

事業主体	事業内容	施設規模	施工年度	対象市
島原地域広域 市町村圏組合	不燃性廃棄物 最終処分場	59,200 m ³	3～4	島原市 南島原市
(株)縣北衛生社	中間処理 (再資源化)	30 t / 日	4	

⑤ 不燃性廃棄物最終処分場の残余容量について

[残余容量調査測量（平成 31 年 4 月 18 日）による]

最終処分場	残余容量（m ³ ）	残余容量（％）
管理型処分場 V=59,200 m ³	18,600	31.4

※本調査は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第 1 条第 2 項 19 号の規定に基づき実施



電 算

(2) 電算課

本組合では、昭和 48 年から島原半島の税務情報を中心とする行政事務を広域で電算処理してきました。

また、複雑・多様化する行政需要に対するために下表の「行政情報システム展開図」のとおり、逐次、幾適用業務を拡大充実してきました。

平成 17 年度では、島原半島のすべての市町がそれぞれ合併して、新体制に対応した新たなプログラムへの移行作業を行いました。

平成 26、27 年度では汎用(メインフレーム)系システムからオープン系の新システムへの更改を行い、住記や税、介護保険などの制度改革に伴うシステム改修を行うとともに、電算基幹システムの保守管理や構成市からの要望・問合せに対応してまいりました。

電算対象区域

面積	(km^2)	253.08
人口	(人)	90,602
世帯数	(世帯)	38,474

※ 人口：平成 31 年 3 月末住民基本台帳

※ 面積：平成 30 年全国都道府県市町村別面積調

電算の対象区域図（右図）



行政情報システム展開図

第一次段階	第二次段階	第三次段階	第四次段階	第五次段階	第六次段階	第七次段階	第八次段階	第九次段階
昭和	平成							
46年～50年	51年～55年	56年～60年	61年～2年	3年～7年	8年～12年	13年～17年	18年～27年	28年～
住 民 税		国 民 年 金	住 記・税 務 オンライン		戸 籍 事 務	市 町 村 合 併 統 合 作 業	後 期 高 齢 者 医 療 事 務	
固 定 資 産 税	軽自動車税		教 育 事 務		財 務 会 計 オンライン	住 民 基 本 台 帳 ネットワーク	地 方 税 の 電 子 化	基 幹 系 業 務 シ ス テ ム オ ー プ ン 化
都 市 計 画 税		収 納 管 理	選 挙 事 務		滞 納 管 理	下 水 道 事 務 オンライン		総 合 行 政 情 報 シ ス テ ム 化
償 却 資 産 税	水 道 料 金	公 債 管 理	福 祉 事 務		総 合 福 祉 オンライン			証 明 書 コ ン ビ ニ 交 付 シ ス テ ム
国 民 健 康 保 険 税			保 健 衛 生 事 務		法 人 住 民 税 オンライン			社 会 保 障・税 番 号 制 度 対 応 作 業
宛 名			印 鑑 登 録 証 明 オンライン	水 道 事 務 オンライン	介 護 保 険 オンライン		4 税 コ ン ビ ニ 収 納 シ ス テ ム	
人 事 給 与			人 事 管 理				農 林 土 木	電 子 自 治 体 関 連 施 策 対 応
			各 種 統 計 事 務	分 散 処 理				

島原広域業務システム一覧

項番	システム名	島原市	南島原市	広域圏	備考
1	住民記録システム	○	○		
2	印鑑登録システム	○	○		
3	住民基本台帳ネットワークシステム(連携分)	○	○		
4	国民健康保険システム(資格、税)	○	○		
5	後期高齢者医療システム	○	○		
6	宛名管理システム(住登外、送付先、共有者)	○	○		
7	国民年金システム	○	○		
8	外字管理システム	○	○		
9	国民投票システム	○			
10	選挙管理システム(漁業調整委員会含む)	○	○		漁業調整委員会は島原市のみ
11	児童手当システム	○			
12	介護保険システム			○	
13	介護予防ケアマネジメントシステム			○	
14	住民税システム	○	○		
15	固定資産税システム(土地、家屋、償却資産、都市計画)	○	○		
16	軽自動車税システム	○	○		
17	収納管理システム	○	○		
18	口座・納組管理システム	○	○		
19	水道システム	○	○		
20	下水道システム	○	○		
21	教育システム	○	○		
22	衛生システム	○			
23	戸籍システム	○	○		
24	人事給与システム	○		○	
25	財務会計システムシステム	○		○	
26	福祉システム	○			
27	子ども子育て支援システム	○			
28	滞納管理システム	○			

平成31年(令和元年)電算処理件数

(令和元年 6 月末現在)

(4) 平成31年(令和元年)電算処理件数

業 務	固 定 資 産 税					住 民 税			国 保 税	軽自動車税	水 道	下水道
	土地筆数	家屋	合計	都市計画税 土地 家屋	償却資産	特別徴収	事業所	普通徴収	世帯数	台 数	給水戸数	件数
	免点以上	免点以下		納税者		納税者		被保険者数				
市町名	112,165	35,756	147,921	52,527		1,716		21,116	7,524			
島 原 市	18,574	3,726	22,300	22,677	33,001	12,967	2,142	7,683	13,318	26,209	20,218	
雲 仙 市												
	260,328	59,090	319,418		48,533	1,582		25,159	8,675			
南島原市	23,564	11,186	34,750			11,008	1,951	8,958	16,641	30,586	18,611	2,283
	372,493	94,846	467,339	52,527	48,533	3,298		46,275	16,199			
合 計	42,138	14,912	57,050	22,677	33,001	23,975	4,093	16,641	29,959	56,795	38,829	2,283

※上段は非課税

業 務	国民年金	収納管理	口座	住民記録	印鑑	選 挙	福 祉	後期高齢	教 育	国保（介護）	介護保険	戸籍
	被保険者数 福祉年金	件 数	件 数	件 数	件 数	名簿登録者数	件 数	被保険者数	児童生徒数	被保険者数	被保険者数	本籍数
市町名	33,515											
	10,897	215,586	66,461	106,857	29,727	38,210	10,953	8,293	3,433	4,628	15,389	26,713
島 原 市												
雲 仙 市											14,910	
南 島 原 市	33,155											
	3,279	205,300	104,141	101,508	31,775	39,453		9,708	3,289	6,052	17,656	32,408
合 計	66,670											
	14,176	420,886	170,602	208,365	61,502	77,663	10,953	18,001	6,722	10,680	47,955	59,121

介護保険

(3) 介護保険課

※ 介護保険法

平成9年12月9日、第139回臨時国会で成立した法案。平成12(2000)年4月から施行された保険制度です。

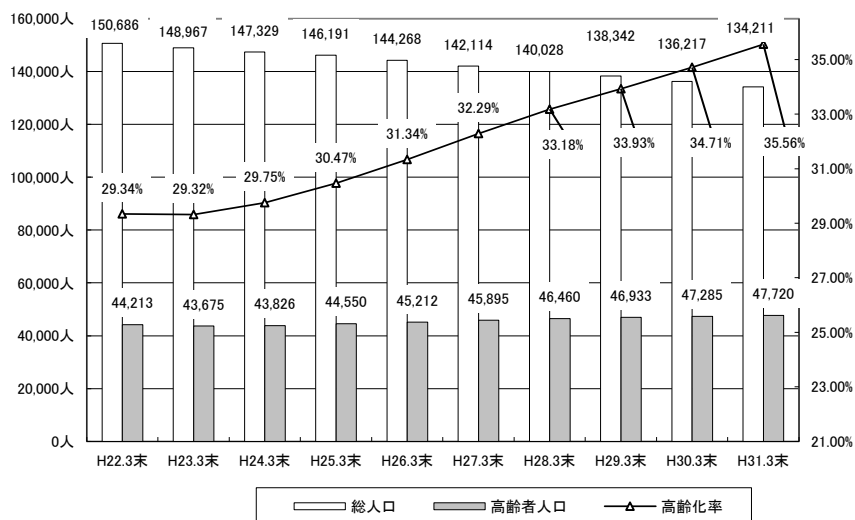
① 島原半島の介護保険

日本は、すでに世界一の長寿社会を実現し、本格的な高齢社会へと突入していますが、今後も世界に例をみないスピードで超高齢社会が進展することが予想されています。

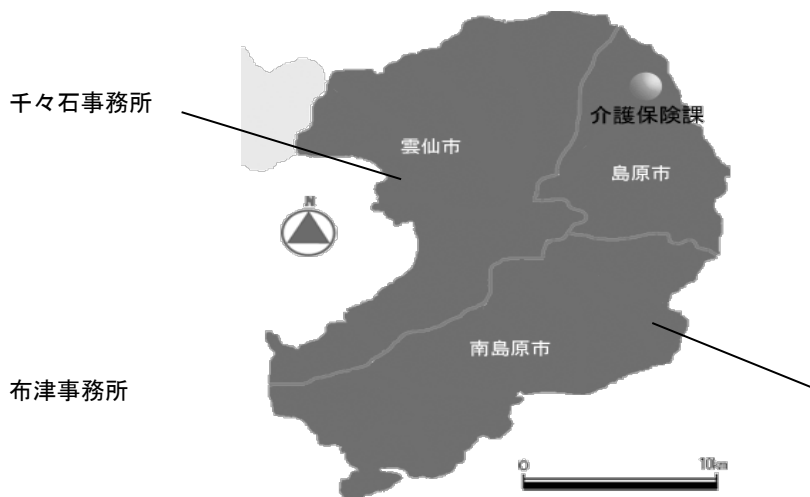
こうした中、介護問題は私たちの老後生活における最大の不安要因となり、真に介護を必要とする人のために、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、社会全体で介護体制を支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成12年4月からスタートしました。

島原半島では、平成11年2月に島原半島1市16町（島原市及び南高来郡の全町）で構成する「島原・南高地区介護保険広域化推進協議会」を設立し、島原半島における介護保険の広域化に向けた取組が進められてきました。その結果、要介護認定及び保険料の平準化並びに介護サービス供給体制の確立を図るため、同年6月1日から本組合を保険者とする介護保険課がスタートしました。

過去10年間の高齢化の推移（住民基本台帳）



介護保険関係市（3市）



[特定疾病]

- 1 がん
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症
- 4 後縦靱帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6 初老期における認知症
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症
- 11 多系統萎縮症
- 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

② 介護保険制度の概要

[制度の運営主体]

介護保険の制度を運営するのは市区町村です。

島原半島では「島原地域広域市町村圏組合」が保険者事務を行います。

[加入者（被保険者）]

介護保険は、40 歳以上の人が加入者（被保険者）となつて、保険料を納め介護が必要になったときには、介護サービスを利用できる制度です。加入者（被保険者）は年齢によって2つに分けられます。

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
加入者（被保険者）	○65 歳以上の人 ※被保険者証の交付は 65 歳になった月（65 歳の誕生日の前日が属する月）に交付されます。	○40 歳から 64 歳までの人で医療保険に加入している人 ※被保険者証の交付を申請した人や要支援・要介護と認定された人に交付されます。
介護サービスを利用できる人	○介護が必要であると認定された人	○左記の特定疾病（老化が原因とされる病気）が原因となつて、介護が必要であると認定された人

※障害者支援施設等の適用除外施設の入所者などや、生活保護の被保険者で 40 歳以上 65 歳未満の場合、医療保険の非加入者であれば、介護保険の被保険者とはなりません。

[第1号被保険者の保険料] ※平成 30～令和 2 年度

段階	主な対象者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者の方、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者の方、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	29,300 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方	48,800 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円超の方	56,600 円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	70,200 円
第5段階（基準額）	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円超の方	78,000 円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	93,600 円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方	101,400 円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	117,000 円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の方	120,900 円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 400 万円以上の方	132,600 円

※平成 30 年 4 月より合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を差し引いた額になります。第 1～5 段階の合計所得金額は、年金に係る所得を除きます。

※平成 31 年度の所得段階が第 1 段階～第 3 段階の方は介護保険条例改正により介護保険料の軽減措置対象となります。

[保険料の支払方法]

第1号被保険者	第2号被保険者
高齢・退職・遺族・障害年金からの天引き、または納付書や口座振替	加入している医療保険の保険料と合わせて（上乗せして）支払う

[補足給付の支給対象施設]

介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
介護医療院
地域密着型介護老人福祉施設

[利用料の負担]

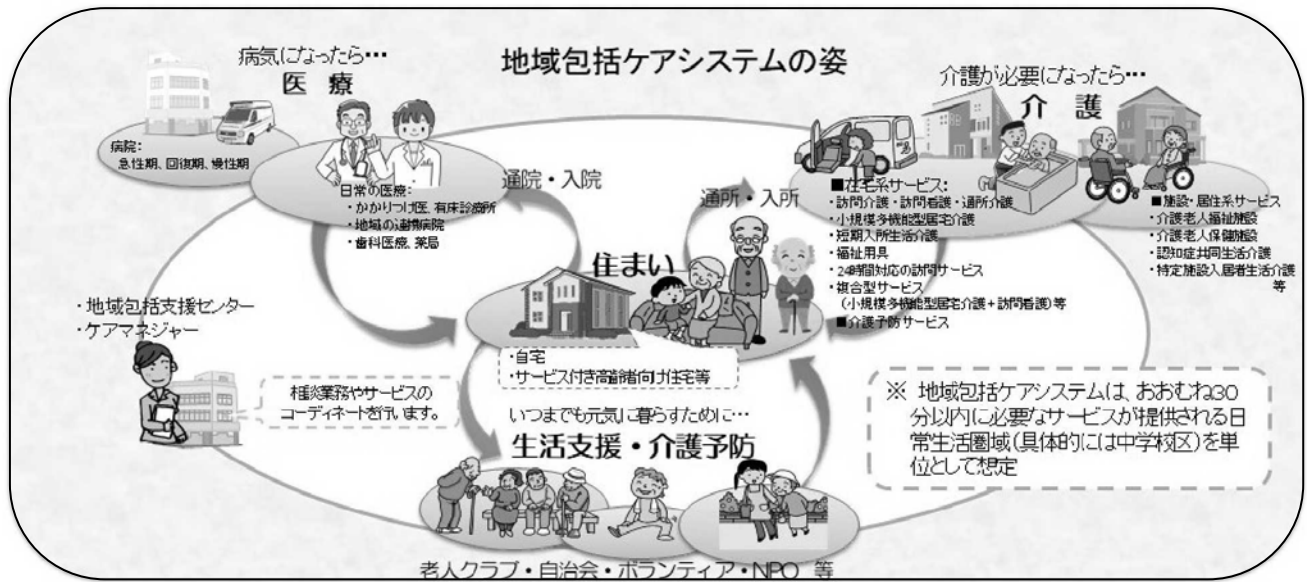
介護保険のサービスを受けたときは、原則として費用の 9 割（一定の所得がある方は、所得に応じて 8 割又は 7 割）が保険で給付され、1 割（一定の所得がある方は、所得に応じて 2 割又は 3 割）が自己負担となります。

平成 17 年 10 月からの制度改正により、介護保険施設の居住費及び食費並びに通所系サービス事業所の食費が自己負担となったことから、施設入所者又は短期入所生活（療養）介護利用者については、負担限度額を超えた部分について特定入所者介護サービス費（補足給付）が支給されます。（申請をして認定を受ける必要があります。）

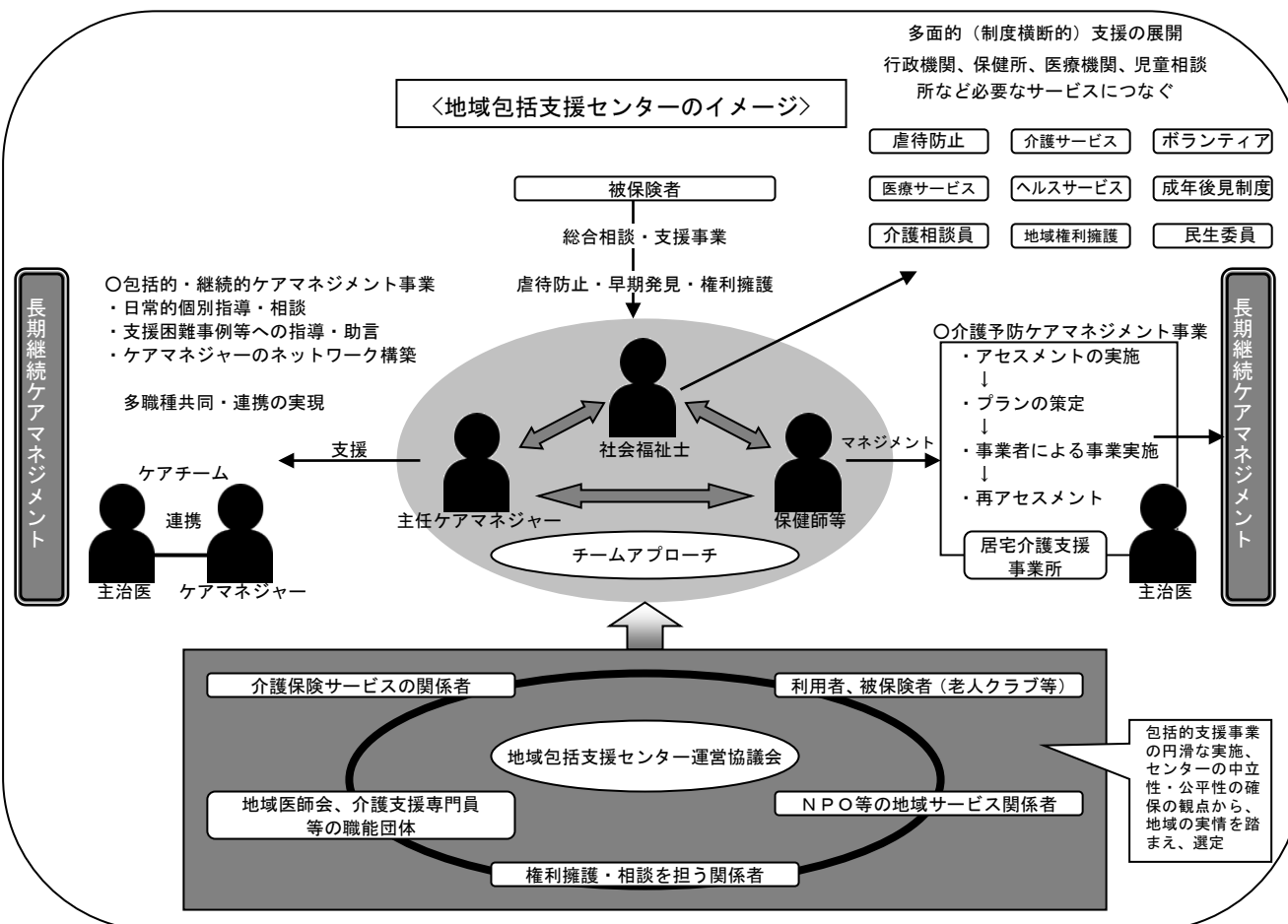
[地域支援事業]

要支援・要介護者に対する事業から、さらに介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する目的から「地域支援事業」が創設されました。

■地域包括ケアシステム
(全体概要)



出典：厚生労働省資料



[費用負担と財源の流れ（地域支援事業を除く）]

※第1号被保険者（65歳以上の人の）の保険料の納付方法

〈特別徴収〉

老齢（退職）年金等年額18万円以上受給されている方が、年金から天引きされます。

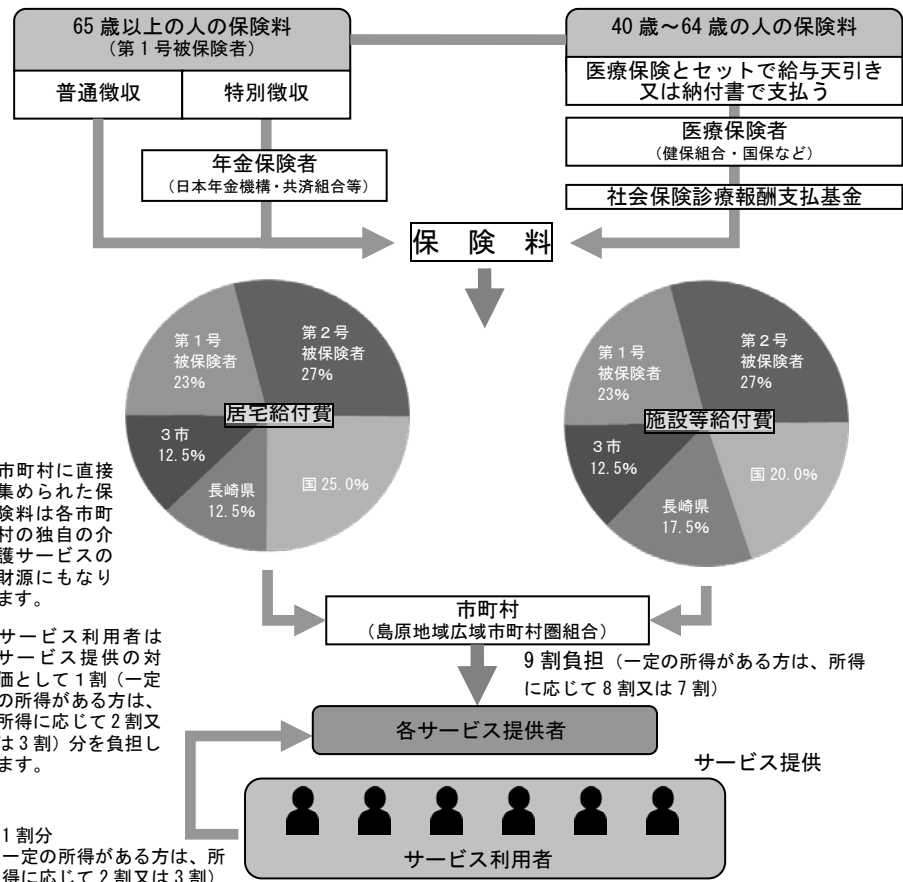
〈普通徴収〉

特別徴収該当以外の方は、本組合から送付する納付書により指定金融機関等で納めるか、口座振替で納めます。

※自己負担が2割又は3割になる方

2割・・・65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上かつ本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入＋その他の合計所得金額が1人の場合は280万円以上、2人以上の場合は合わせて346万円以上になり、3割負担の基準には当てはまらない方

3割・・・65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上かつ本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入＋その他の合計所得金額が1人の場合は340万円以上、2人以上の場合は合わせて463万円以上になる方



※平成30年8月から現役並みの所得がある方を対象に自己負担の割合が3割となります。

[利用できるサービス]

◎居宅サービス

自宅にいながら、あるいは施設などに通うことで受けられるサービス

○訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	家庭を訪問するサービス（ホームヘルプサービス等）
○通所介護、通所リハビリテーション	日帰りで通うサービス（デイサービス、デイケア等）
○短期入所生活介護、短期入所療養介護	施設への短期入所（ショートステイ等）
○福祉用具の貸与・購入	車椅子や特殊ベッド等のレンタル、購入
○住宅の改修	手すりの取り付け、段差の解消等

◎施設サービス

施設に入所、入院して受けるサービス

○介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム
○介護老人保健施設	介護と医療の両方のサービスを提供する施設
○介護療養型医療施設	療養病床等
○介護医療院	介護療養病床相当のサービス又は老人保健施設相当のサービスを提供する施設

◎地域密着型サービス

住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービス

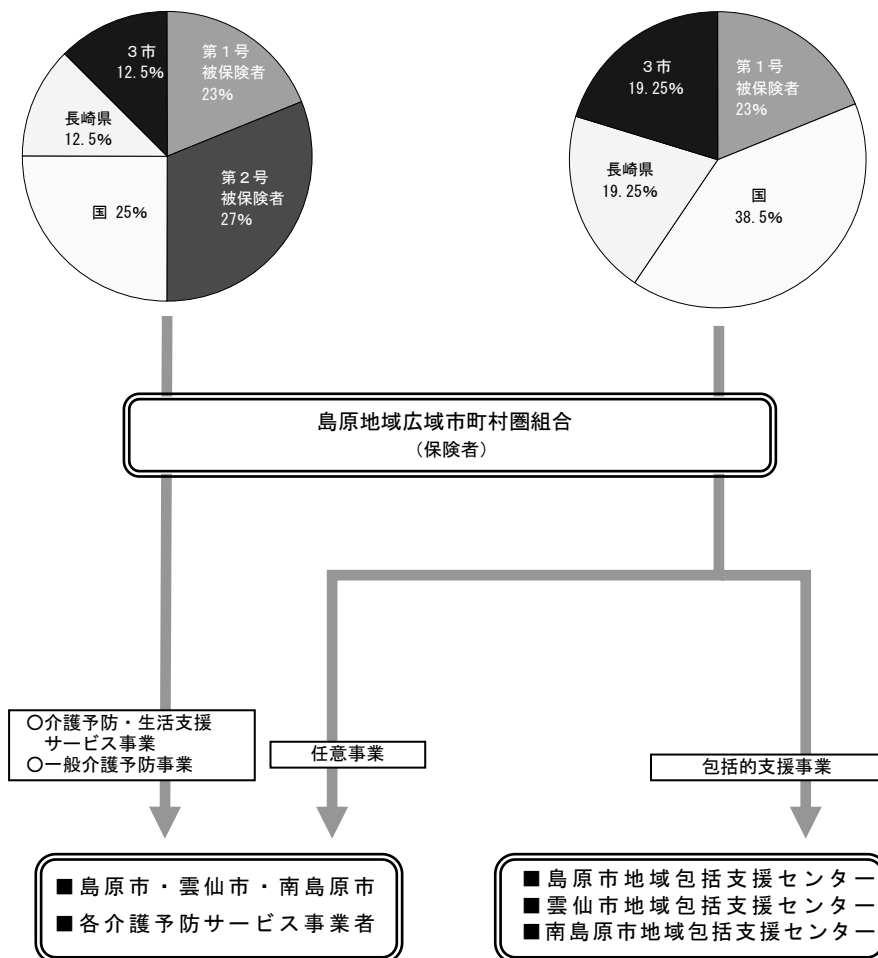
○認知症対応型通所介護	認知症の利用者のみを対象とする通所介護
○認知症対応型共同生活介護	グループホーム
○小規模多機能型居宅介護	通所サービスと宿泊サービス、訪問サービスを一体的に、かつ柔軟に提供できるサービス
○看護小規模多機能型居宅介護 (旧) 複合型サービス	利用者の状況に応じて、小規模多機能型居宅介護に訪問看護も加わったサービス
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な訪問と随時の対応を行うサービス
○地域密着型介護老人福祉施設	定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設
○地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模な通所介護施設

[地域支援事業の費用負担と財源の流れ]

[介護予防・生活支援サービス事業費]

[包括的支援・任意事業費]

[一般介護予防事業費]



[介護サービスを利用するためには]

介護サービスを利用するためには、「介護や支援が必要である。」と認定される必要があります。サービス利用までの主な流れは次のとおりです。

1. 介護が必要になったら、まず介護認定の申請をします。

- ◆ 申請は、島原市、雲仙市、南島原市及び本組合の介護保険担当窓口で申請します。

[申請に必要なものは]

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 医療保険被保険者証（40～64歳の方）

2. 介護認定が行われます。

◆ **認定調査**

調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などについて本人、家族の方などから聞き取り調査をします。

◆ **主治医意見書**

主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

◆ **審査・判定**

調査員の調査結果を基にコンピュータ処理された一次判定結果と特記事項、主治医意見書の記載内容を基に、医療・保健・福祉の専門家による「**介護認定審査会**」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。

◆ **認定結果の通知**

介護認定審査会の審査結果に基づき、介護保険の対象とならない「非該当（自立）」、予防的な対策が必要な「要支援1・要支援2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けて認定され、その結果が記載された認定結果通知と被保険者証が送られてきます。

3. 介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成します。

※ケアプランは、居宅を中心としたものと、施設を中心としたものの2種類があります。

◆ **要介護1～5の認定を受けたら**

- 居宅でのサービスを希望する場合、ケアプランの作成を居宅支援事業所に依頼します。

- 介護保険施設等に入所した場合、その施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。

◆ **要支援1・要支援2の認定を受けたら**

- お住まいの市の**地域包括支援センター**に相談し、介護予防ケアプランを作成してもらいます。

- 介護予防ケアプランは、地域包括支援センターのケアマネジャーなどや地域包括支援センターから委託を受けた居宅支援事業所のケアマネジャーが作成します。

※ケアプランの作成を依頼した場合の費用は、介護保険から支払われ、介護サービス利用者が負担することはありません。また、ケアプランは自分で作成することもできます。

◆ **非該当（自立）と認定されたら**

- 介護サービスを利用することはできません。
- 本組合が行う介護予防・日常生活支援サービス事業を利用することがあります。

（お住まいの市の地域包括支援センターに問い合わせてください。）

4. 介護サービスを利用します。

- ◆ 介護サービス・介護予防サービスとも、個人に併せたケアプラン・介護予防ケアプランに基づきサービスを利用します。

※ 要介護認定の更新・区分変更申請

◆ **更新申請**

- 要介護認定には有効期限があり、介護サービスを継続して利用するためには、要介護認定の更新申請が必要です。

◆ **区分変更申請**

- 認定の有効期間内に心身の状態が悪化・重度化するなど、介護の必要度が現に認定されている要介護状態区分に該当しなくなったときには、区分の変更を申請することができます。

苦情処理体制

区分	内容
保険料に対するもの	本組合へ確認する。保険料額が決定又は変更された経過を説明します。確認をしても疑義がある場合は、通知書を受け取った日から3か月以内に長崎県介護保険審査会に審査請求します。
要介護認定結果に対するもの	本組合に疑義の確認をする。介護認定された経過を説明します。確認をしても疑義がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県介護保険審査会に審査請求します。
サービスに対する苦情	介護支援専門員、本組合に相談又は苦情の申出をします。サービス事業者を確認し（場合によっては改善要請を行い、）、その結果を利用者へ報告します。改善されない場合は、専門的苦情処理担当機関（国民健康保険団体連合会）へ組合から連絡し、調査・指導してもらいます。更に、改善されない場合は、長崎県又は本組合が事業者の指定を取消すこともあります。

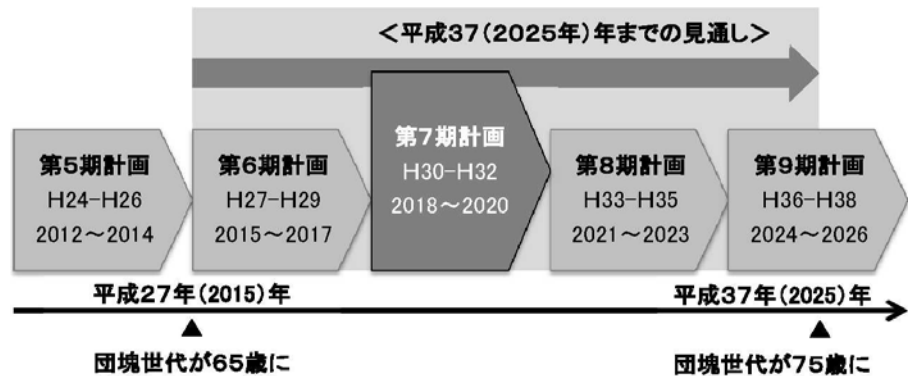
③ 介護保険事業計画

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に基づき市区町村及び保険者たる一部事務組合等が策定する計画です。現在、第 7 期事業計画となります。この計画により第 1 号被保険者保険料の算定等を行います。

〔計画期間〕

3 年を一期とし、その都度見直しを行います。

計画期間



〔第 7 期事業計画期間の基本理念・基本方針〕

《基本理念》

元気で笑顔あふれる ふれあいと支え合いのまちづくり

《基本方針》

- 地域で介護予防に取組み 高齢者が健康に過ごすことができる 市民生活の推進
- 高齢者が心豊かに安心して暮らせる地域社会の推進

〔介護保険制度の改正の主な内容〕

介護保険制度は、以下の 2 点から改正が行われ、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

ア 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
都道府県による市町村に対する支援事業の創設、財政的インセンティブ付与の規定の整備をするなど、保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取組む仕組みについて制度化を図る。

イ 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されます。

ウ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置付けられます。

② 介護保険制度の持続可能性の確保

ア 受給者（利用者）のなかで一定以上所得者の 2 割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を 3 割とする（平成 30 年 8 月～）

世代間・世代内の公平を確保しつつ、制度の持続可能性を高めるため、2 割負担者のうち、特に所得の高い層（合計所得金額 340 万円以上、夫婦世帯の場合 463 万円以上）の負担割合が 3 割になります。

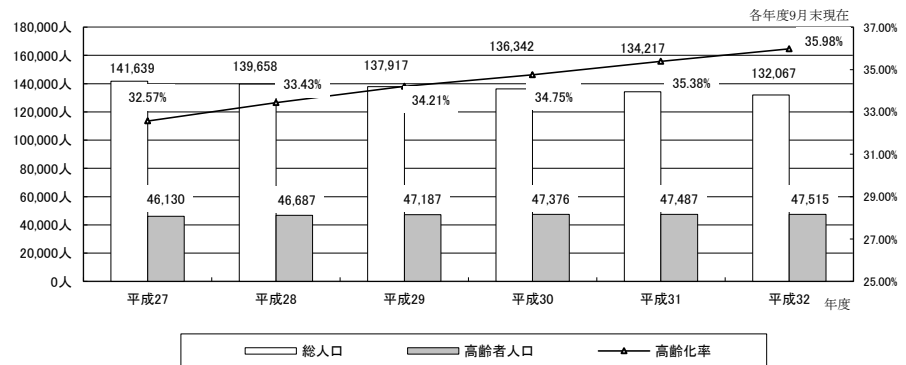
イ 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）が導入されます。

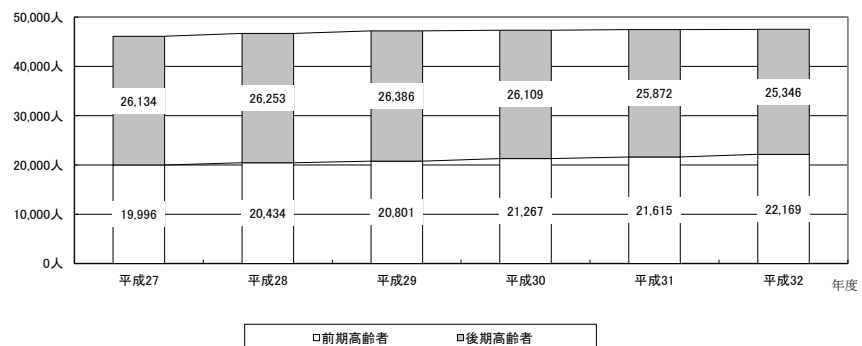
[高齢者等を取り巻く環境]

第6期事業計画開始年度である平成27年度と第7期事業計画最終年度である平成32年度を比較すると、高齢者数は9,572人の減少、高齢化率は3.41ポイント増の35.98%になると予想しています。

実績と計画期間(H30～H32)の推計人口



実績と計画期間の推計人口



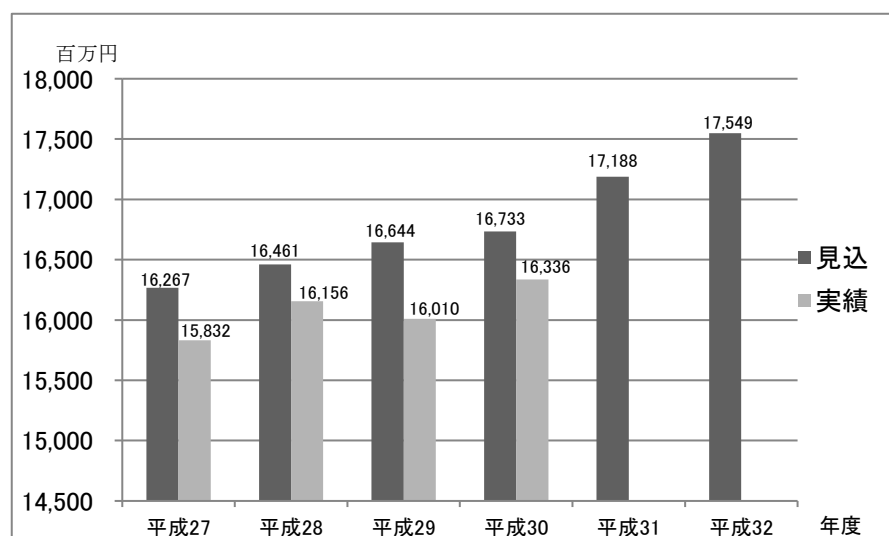
※地域包括ケア「見える化」システムとは

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための厚生労働省が運営する情報システムです。介護保険に関連する情報はじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

[介護保険給付額の見込]

介護保険給付額の見込みは、厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システムを用いて計算された額です。

介護保険給付額の実績及び見込（計画値）



※ 平成30年度は決算予定

④ 介護保険の運営状況

《要介護認定審査関係》

[介護認定審査会委員構成(平成 31 年 3 月末現在)]

分野			合計	合議体数
医療	保健	福祉		
34 名	16 名	14 名	64 名	12

[平成 30 年度 審査会開催回数及び審査件数]

開催回数	242 回
審査件数	9,560 件

[平成 30 年度 要介護等認定申請件数]

申請件数	9,718 件
------	---------

[認定状況(平成 31 年 3 月末現在)]

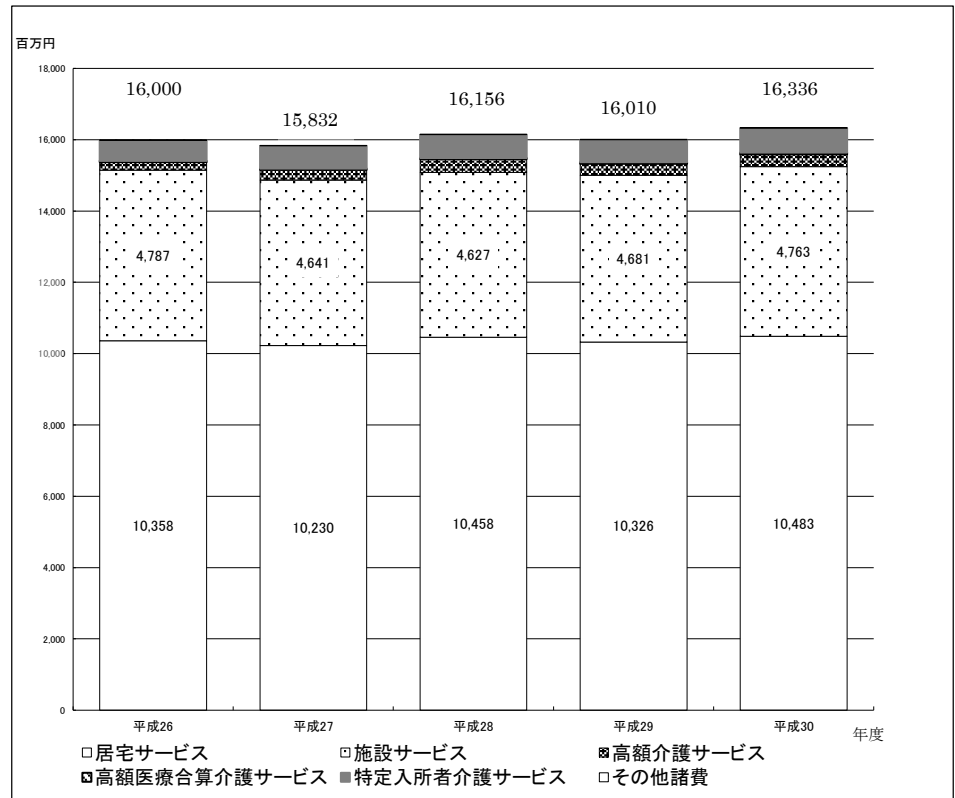
区分	要支援			要介護						合計
	計	1	2	計	1	2	3	4	5	
第 1 号被保険者	2,818	1,094	1,724	7,796	2,296	1,891	1,561	1,271	777	10,614
65～74 歳	266	112	154	614	199	150	128	92	45	880
75 歳以上	2,552	982	1,570	7,182	2,097	1,741	1,433	1,179	732	9,734
第 2 号被保険者	33	10	23	160	35	49	33	23	20	193
総 数	2,851	1,104	1,747	7,956	2,331	1,940	1,594	1,294	797	10,807

《過去 10 年間の介護給付費推移》

(単位：千円)

区 分	居宅サービス	施設サービス	高額介護サービス	高額医療 合算介護 サービス	特定入所 者介護 サービス	その他 諸費	合計	増加額	平均月額 給付	対前年 度伸率
21 年度	8,278,855	5,085,158	190,093	28,813	509,418	18,907	14,111,244	556,010	1,175,937	4.10%
22 年度	8,746,249	4,907,866	188,575	31,631	532,758	16,982	14,424,061	312,817	1,202,005	2.22%
23 年度	9,152,783	4,900,501	201,120	49,549	555,449	16,208	14,875,610	451,549	1,239,634	3.13%
24 年度	9,645,687	4,843,466	212,281	33,860	545,450	15,426	15,296,170	420,560	1,274,681	2.83%
25 年度	10,070,177	4,836,504	215,081	40,488	538,882	15,779	15,716,911	420,741	1,309,743	2.75%
26 年度	10,357,615	4,787,024	222,325	35,784	581,072	15,783	15,999,603	282,692	1,333,300	1.80%
27 年度	10,230,000	4,641,276	286,236	31,207	636,279	7,274	15,832,272	△167,331	1,320,060	△1.05%
28 年度	10,457,956	4,626,937	373,399	31,805	649,541	15,926	16,155,564	314,848	1,346,297	2.04%
29 年度	10,325,845	4,680,856	320,702	41,044	629,367	12,586	16,010,400	△145,164	1,334,200	△0.90%
30 年度	10,482,601	4,762,973	343,235	51,503	681,470	14,193	16,335,975	325,575	1,361,331	2.03%

《介護給付費の推移（上の表中 5 年間分）》



《圏域内介護保険サービス指定事業所状況(平成31年3月31日現在)》

市町名	島原市	雲仙市	南島原市	合計
サービス事業名				
地域包括支援センター	1	1	1	3
居宅介護支援	18	20	26	64
訪問介護	6	12	11	29
訪問入浴介護	1	0	1	2
訪問看護	4	3	3	10
訪問リハビリテーション	0	1	2	3
居宅療養管理指導	0	1	0	1
通所介護	19	22	17	58
通所リハビリテーション	9	8	10	27
短期入所生活介護	8	4	10	22
短期入所療養介護	4	5	5	14
特定施設入居者生活介護	3	5	3	11
福祉用具貸与・販売	7	2	4	13
居宅サービス計	80	84	93	257
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1			1
認知症対応型通所介護	9	6	11	26
小規模多機能型居宅介護	3	3	3	9
認知症対応型共同生活介護	18	20	31	69
地域密着型介護老人福祉施設	2	3	2	7
看護小規模多機能型居宅介護	1			1
地域密着型通所介護	8	2	11	21
地域密着型サービス計	42	34	58	134
介護老人福祉施設	5	3	6	14
介護老人保健施設	2	3	4	9
介護療養型医療施設	2	3	1	6
施設サービス計	9	9	11	29
合計	131	127	162	420

〔消防本部〕

〔消防本部・消防署〕事務分掌

本地域は観光地として魅力がある反面、海岸線に長く連なった地形にあり、消防においては、厳しい環境となっています。現在の火災をはじめとする各種災害は、生活様式の変化などにより複雑多様化しており、多くの課題が認識されているところです。また、高齢社会の到来などにより、

救急件数の増加が著しく、地域住民の消防へのニーズは、より高度な救急対策を求められているところです。

本組合では、平成 31 年 4 月 1 日現在で、消防本部 1、消防署 2、分署 4、消防職員 144 名の組織体制（P4～P5）で管内図（P32）のように広域による常備消防・救急業務を実施しています。

消防本部の事務分掌

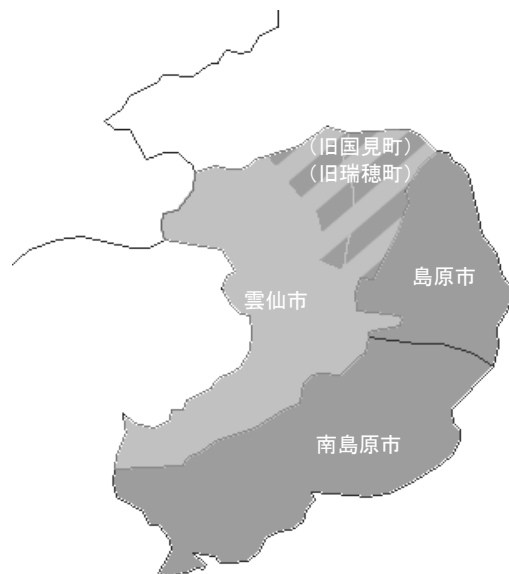
課	係	事務分掌
総務課	総務係	(1) 消防に関する総合企画及び調整に関すること。 (2) 公印の保管に関すること。 (3) 文書の収発及び整理保存に関すること。 (4) 職員の任免、分限及び懲戒その他人事に関すること。 (5) 職員の服務及び規律に関すること。 (6) 職員の表彰に関すること。 (7) 職員の研修に関すること。 (8) 儀式、行事及び会議に関すること。 (9) 条例、規則その他規程等の制定及び改廃に関すること。 (10) 各種協定、覚書等の締結に関すること。 (11) 公務災害及び消防賞じゅつ金に関すること。 (12) 職員委員会に関すること。 (13) 消防相互応援に関すること。 (14) 他課に属さない事務に関すること。
	経理係	(1) 予算、決算に関すること。 (2) 物品の出納、保管に関すること。 (3) 財産及び備品等の取得、維持管理、処分に関すること。 (4) 入札及び契約に関すること。 (5) 職員の給与に関すること。 (6) 職員の給貸与品に関すること。 (7) 職員の労働安全衛生及び福利厚生に関すること。 (8) 調査、統計に関すること。 (9) 消防長会、消防協会に関すること。 (10) 消防本部及び課内の庶務に関すること。
予防課	予防係	(1) 予防事務の企画、立案及び改善に関すること。 (2) 防火思想の普及啓蒙及び予防広報に関すること。 (3) 火災予防運動に関すること。 (4) 防火対象物の査察、指導及び行政措置に関すること。 (5) 建築物の確認申請等に対する消防同意に関すること。 (6) 消防設備等の指導及び検査に関すること。 (7) 法令等に基づく火災予防関係各種届出に関すること。 (8) 旅館等の営業に係る法令適合通知書に関すること。 (9) 防火管理者の講習及び指導育成に関すること。 (10) 民間防火組織及び自衛消防隊の指導育成に関すること。 (11) 課内の庶務に関すること。 (12) 他の係の主管に属さない事務に関すること。
	危険物係	(1) 危険物施設に関する許認可等及び検査に関すること。 (2) 危険物施設の査察、指導及び行政措置に関すること。 (3) 危険物取扱者の保安に関する講習及び指導育成に関すること。 (4) 危険物安全協会に関すること。 (5) 危険物の火災及び流出事故等の調査報告に関すること。 (6) 火災の原因及び損害の調査に関すること。 (7) 火災報告に関すること。 (8) 液化石油ガス販売事業に係る意見書に関すること。 (9) 少量危険物、指定可燃物に関すること。 (10) 火災等の罹災証明に関すること。 (11) 火災警報に関すること。

警 防 課	警 防 係	(1) 警防事務の企画、立案及び改善に関すること。 (2) 警防計画及び出動計画に関すること。 (3) 災害対策に関すること。 (4) 職員の非常招集に関すること。 (5) 消防地理水利に関すること。 (6) 訓練及び演習に関すること。 (7) 消防技術の研究、指導に関すること。 (8) 開発行為に関すること。 (9) 国民保護計画に関すること。 (10) 消防力の整備指針に関すること。 (11) 緊急消防援助隊の運用に関すること。 (12) 消防機械器具及び車両の運用管理並びに配備計画に関すること。 (13) 車両の登録、検査に関すること。 (14) 消防機械器具及び車両の技術指導に関すること。
	救 急 救 助 係	(1) 救急救助業務に関すること。 (2) 救急法の普及啓発に関すること。 (3) 救急医療機関に関すること。 (4) 救急救助資器材の運用管理及び配備計画に関すること。 (5) 消防統計及び救急救助統計に関すること。 (6) 課内の庶務に関すること。 (7) 他の係の主管に属さない事務に関すること。
指 令 課	指 令 1 係 指 令 2 係	(1) 消防通信の運用及び通信統制に関すること。 (2) 通信施設及び機器の運用管理に関すること。 (3) 消防緊急通信指令システムの運用管理に関すること。 (4) 災害情報の受理及び出場指令に関すること。 (5) 災害情報の収集及び消防活動の情報支援に関すること。 (6) 気象情報の収集及び運用管理に関すること。 (7) その他通信指令業務に関すること。 (8) 課内の庶務に関すること。

管内図（3市）

面 積	（ k m ² ）	319.84
人 口	（ 人 ）	105,535
世 帯 数	（ 世帯 ）	44,088

- ※ 雲仙市は旧国見町、旧瑞穂町の区域に限る。
※ 人口：平成31年3月末住民基本台帳
※ 面積：平成30年全国都道府県市町村別面積調



消防署の事務分掌

消防署 (消防一・二課)	係	事務分掌
	庶務係	(1) 文書の収発及び整理保存に関すること。 (2) 物品の出納、保管に関すること。 (3) 所管の施設及び備品の整備保全に関すること。 (4) 署員の服務教養に関すること。 (5) 署員の休日勤務、時間外勤務等の記録報告に関すること。 (6) 署員の安全衛生に関すること。 (7) 署員の給貸与品に関すること。 (8) 分署との連絡調整に関すること。 (9) 署内の庶務に関すること。 (10) 他の係の主管に属さない事務に関すること。
	警防係	(1) 水火震災その他の災害の予防警戒及び鎮圧に関すること。 (2) 救急及び救助活動に関すること。 (3) 消防隊業務の実施計画に関すること。 (4) 消防隊員の教養訓練に関すること。 (5) 各種災害の防ぎょ計画及び調査に関すること。 (6) 消防地理及び水利の調査保全に関すること。 (7) 車両及び消防機械器具の整備保全に関すること。 (8) 署員の非常招集に関すること。 (9) 消防気象その他の災害の情報連絡に関すること。 (10) 消防通信の運用に関すること。 (11) 消防団の訓練指導に関すること。 (12) 民間防火組織及び自衛消防隊の指導育成に関すること。 (13) 火災その他災害時の出勤報告及び処理に関すること。 (14) 緊急消防援助隊の活動及び訓練に関すること。 (15) その他消防の現場活動に関すること。
	予防係	(1) 防火対象物の立入検査及び指導に関すること。 (2) 法令に基づく火災予防関係各種届出に関すること。 (3) 火災の原因及び損害の調査に関すること。 (4) 火災予防運動に関すること。 (5) 予防広報に関すること。 (6) 住宅防火に関すること。 (7) 防火相談に関すること。 (8) 少量危険物、指定可燃物に関すること。 (9) 予防統計に関すること。
	救急係	(1) 救急及び救助業務に関すること。 (2) 救急救助の計画及び運用に関すること。 (3) 救急隊員及び救助隊員の教育訓練に関すること。 (4) 救急救助技術の研究及び指導に関すること。 (5) 応急手当の普及及び講習に関すること。 (6) 救急救助機器の整備保全に関すること。 (7) 救急救助統計に関すること。

組織体制

(4) 組織体制

① 消防組織

常備消防である本組合の平成 31 年 4 月 1 日現在の組織体制は、消防本部 1、消防署 2、分署 4、消防職員 144 名で、構成市（雲仙市は一部）の全てをカバーしています。

また、常備化が進展した今日であっても、地域の消防防災に果たす消防団の役割は依然として重要なものがあり、常備消防と密接した連携体制にあります。

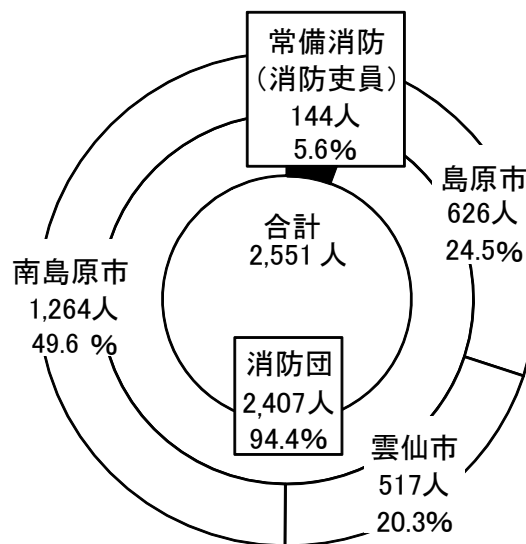
表 24 消防職配置状況



消防団の訓練指導

階級 所属		消 防 監		消 防 司 令 長		消 防 司 令		消 防 司 令 補		消 防 士 長		消 防 副 士 長		消 防 士		計	
消 防 本 部		1	1		8	4	(2)	8	1	3		26	(2)				
島 原	本署			(1)	2	8		12	1	17		40	(1)				
	北分署				1	1		6	1	7		16					
	小計			(1)	3	9		18	2	24		56	(1)				
南 島 原	本署		1		2	6		6	1	7		23					
	布津分署				1	1		6		7		15					
	有馬分署				1	1		4		3		9					
	口之津分署				1	1		6		7		15					
	小計		1		5	9		22	1	24		62					
合 計		1	2	(1)	16	22	(2)	48	4	51		144	(3)				

※（ ）は兼務



※雲仙市は瑞穂・国見支団のみ



消防車両

② 消防施設

消防車両等について、消防本部、消防団とも消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等の整備が進み、機動力の強化が図られています。

消防機械の保有数

区分	常備消防	消防団			計
		島原市	雲仙市	南島原市	
消防(ポンプ)自動車	9	18	5	22	54
はしご付消防自動車	1				1
小型動力ポンプ		12	16	44	72
積載車		6	16	31	53
救急自動車	8				8
指揮車	2				2
救助工作車	2				2
広報車	5				5
その他	6	6	2	8	22
計	33	42	39	105	219

消防本部車両配置状況

車両名		本	指	連	広	査	は	水	ポ	高	救	資	防		担当区域
所属		部	揮	絡	報	察	し	槽	ン	規	助	機	火	計	
消防本部		車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	全 域
島原消防署	本 署						1	2	1	3	1	1		9	島原市全域
	北 分 署				1			1		1				3	雲仙市 国見町 瑞穂町
	小 計				1		1	3	1	4	1	1		12	
南島原消防署	本 署		1					1	1	1	1	1		6	南島原市 有家町 西有家町 布津町 深江町 北有馬町 南有馬町 口之津町 加津佐町
	布津分署				1				1	1				3	
	有馬分署				1			1		1				3	
	口之津分署				1				1	1				3	
	小 計		1		3			2	3	4	1	1		15	
合 計		1	2	1	5	1	1	5	4	8	2	2	1	33	

庁 舎

(5) 庁舎



島原広域消防本部・島原消防署
(島原市新馬場町)



北分署 (雲仙市国見町)



南島原消防署 (南島原市西有家町)



布津分署 (南島原市布津町)



有馬分署 (南島原市南有馬町)



口之津分署 (南島原市口之津町)

本組合消防本部の庁舎は平成 18 年 5 月から運用開始しました。島原消防署と併設し、鉄筋コンクリート 4 階建、通常の 1.25 倍の耐震強度を備え、高い安全性をコンセプトに、バリアフリー・省エネ対策に重点を置いた構造となっています。

また、本庁舎は指令センターも配備しており、最新鋭の指令システムの導入により、119 番通報から現場到着までの更なる迅速化と効率化を図り、地域住民の方々の安全な暮らしと財産を守っています。

平成 26 年 5 月には島原消防署北分署新庁舎が完成し、敷地内にポンプ操法等各種訓練が実施できるスペースや、ドクターヘリが離発着可能な広さを確保し、地域防災活動の拠点として活用できる施設となっています。

さらに、平成 28 年 3 月には南島原消防署布津分署新庁舎が完成しました。非常時に備え自家発電設備を完備し、屋外訓練場には 40 m²の防火水槽を設置するとともに、ホース延長訓練等各種訓練が実施できるスペースを確保しています。

消防庁舎の現況

区分 庁舎名	所在地	建 築 年月日	構 造 階 数	面積 (m ²)		
				敷地	建築	延べ
消防本部 島原消防署	島原市新馬場町	H18. 03. 24	鉄筋コンクリート 4 階建	4,534	1,554	4,187
北分署	雲仙市国見町	H26. 05. 31	鉄筋コンクリート平屋	3,232	474	463
南島原消防署	南島原市西有家町	H23. 03. 25	鉄筋コンクリート 2 階建	3,272	720	1,385
布津分署	南島原市布津町	H28. 03. 04	鉄筋コンクリート 2 階建	1,371	319	480
有馬分署	南島原市南有馬町	S49. 08. 01	鉄筋コンクリート平屋	804	223	223
口之津分署	南島原市口之津町	S47. 03. 20	鉄筋コンクリート平屋	755	202	202

庁舎等配置図



火災予防

(6) 火災予防

※防火対象物

防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。(例：劇場、映画館、キャバレー、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、幼稚園、各種学校、図書館、神社、工場、車庫、駐車場、飛行機格納庫、倉庫、アーケード等)

※防火管理者の選任義務

管理権原者（防火対象物の所有者や賃借人、社長や理事長など防火対象物の管理を当然に行わなければならない者）の責任において、防火管理上必要な業務の実施責任者として防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせることとしています。(消防法第8条)

管理権原者は、防火管理者を定めたときは、所轄消防長または消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とされており（消防法第8条第2項）、この届出を怠ると30万円以下の罰金または拘留の罰則があります（消防法第44条第8号）

※防火管理者

防火管理者は「防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者」と規定しています。資格として、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長その他自治大臣の指定する機関が行う防火対象物の防火管理に関する講習（対象物の規模に応じて甲種と乙種がある）の課程を修了した者という定めがあります。

① 火災予防

ア 防火対象物

本圏域には3,700を超える防火対象物があり、消防法の規定に適合しているか、また、消防用設備等の維持管理が十分に行われているかなどを調査し、不備のある防火対象物の管理権原者に対し、不備事項の是正を図るよう指導を行うとともに、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備等の維持管理等の徹底を指導しています。

東京新宿歌舞伎町の雑居ビル火災を契機に、平成14年に消防法令が改正され、不特定多数の者が出入りする集会場、百貨店、旅館・ホテルなどの特定用途防火対象物のうち、収容人員が300人以上のもの、または収容人員30人以上300人未満で特定用途が3階以上の階及び地階に存するもので、屋内階段が1つの防火対象物については、防火対象物定期点検報告が義務付けられました。消防法令の遵守状況が優良な場合は、点検報告の義務を免除する防火対象物の認定が受けられるようになっており、点検基準に適合していると認められると、「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」の表示ができます。

また、平成26年には、消防法令に加え、重要な建築構造等に関する基準に適合しているホテル、旅館等の情報を利用者に提供する「表示制度」を開始し、審査の結果、表示基準に適合している認められた場合、表示マーク（銀）を交付し、3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は表示マーク（金）を交付します。

点検済の表示
〔法第8条の2の2〕



特例認定の表示
〔法第8条の2の3〕



表示マーク（銀）



イ 住宅

消防法及び火災予防条例に基づき、すべての住宅（共同住宅や店舗等を兼ねた住宅も含む。）に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられ、現在、設置の指導を推進しています。

○なぜ住宅に火災警報器が必要なのか？

建物火災の約5割が住宅火災であり、火災による死者発生数で見ると約9割が住宅火災によるものです。また、その死者の7割以上が65歳以上の高齢者で、住宅火災により死に至った原因の約5割が「逃げ遅れ」となっています。

住宅用火災警報器は、煙又は熱を自動的に感知して、火災を音又は音声で知らせます。火災による被害を軽減させるためには、火災の発生をいち早く知る、知らせることが大切であるので、住宅用火災警報器の設置が必要です。

住宅用火災警報器は主に寝室や階段等に設置の義務を課していますが、消防署では、どこに、どのように設置すればよいのか、また、購入先、悪質な訪問販売に対する注意点などを、マスコミや公的機関の広報誌等の利用、防火講話の機会や、街頭でのチラシ等の配布により呼び掛けています。

※消防法に定める防火管理制度

多数の者を収容する建物の管理権原者に、防火管理の推進役としての防火管理者を定めさせ、防火管理を実施するために必要な事項を消防計画として定めると共に、この計画に基づいて防火管理上、必要な業務を行わせるよう義務づけているのです。(消防法第8条第1項) 防火管理を行わなければならない防火対象物の指定(消防法施行令第1条の2第3項)

○老人短期入所施設や障害者支援施設等で収容人員が10人以上のもの

○特定防火対象物(百貨店、旅館など不特定多数の者が出入りする防火対象物又は病院など身体的弱者を収容する防火対象物で火災が発生した場合の人命危険が高いもの)で収容人員が30人以上のもの

○非特定防火対象物(マンション、学校など)で収容人員が50人以上のもの

※防火管理再講習制度

平成15年6月の消防法の改正により、高度な防火管理を必要とする特定防火対象物(店舗、ホテル、病院、福祉施設など不特定多数の人が出入りする建物)のうち、収容人員が300人以上の甲種防火管理者は、5年ごとの再講習が義務付けられています。

これは、近年における防火対象物の使用、管理形態の複雑化、防災設備等の高度化への順応や消防法の改正の把握など、防火管理業務を適切に遂行するうえでの知識、技能の向上を求めた制度です。

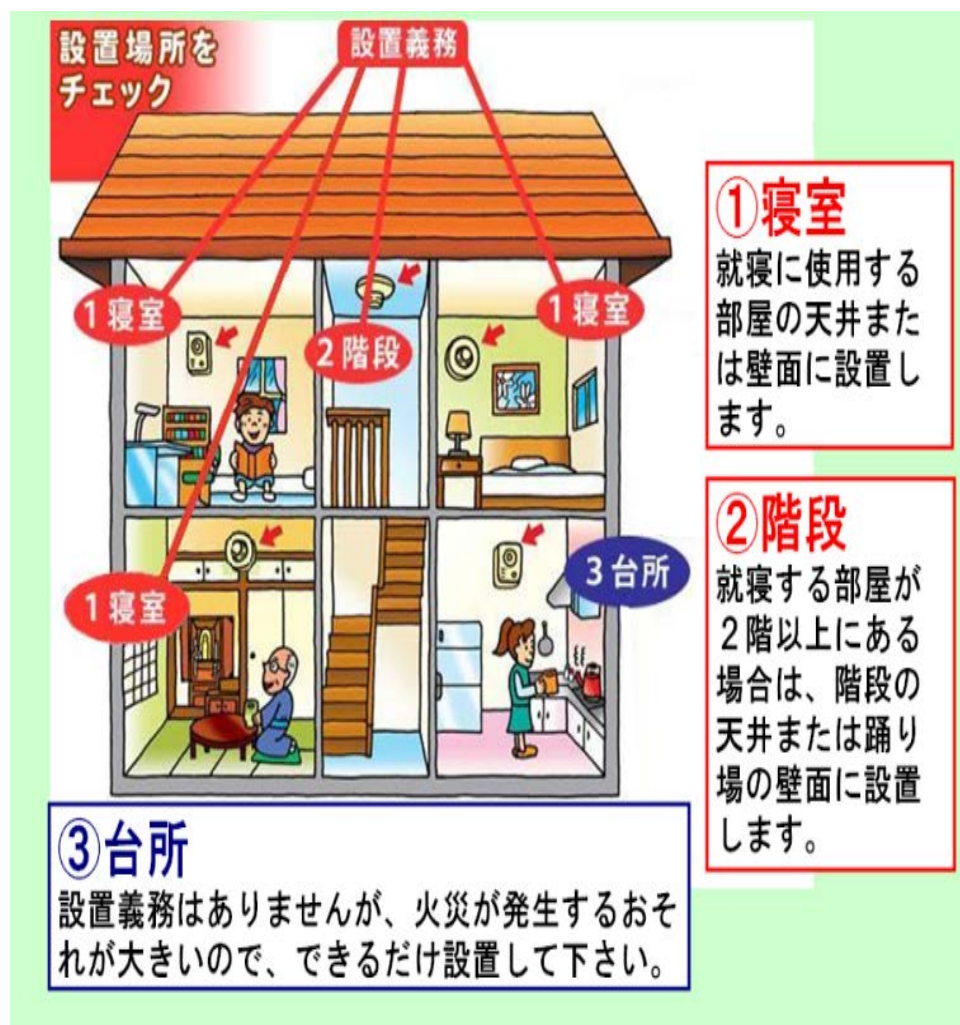
○住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」という時に住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から点検とお手入れをしておきましょう。

・半年に1回の点検・整備を実施

・住宅用火災警報器の電池の寿命は5年～10年(メーカー、機種によって異なる)。電池が切れそうになった時は、音や光で知らせてくれる機能を有しています。

住宅用火災警報器を下記の設置が必要な場所に設置して下さい。



② 出火状況

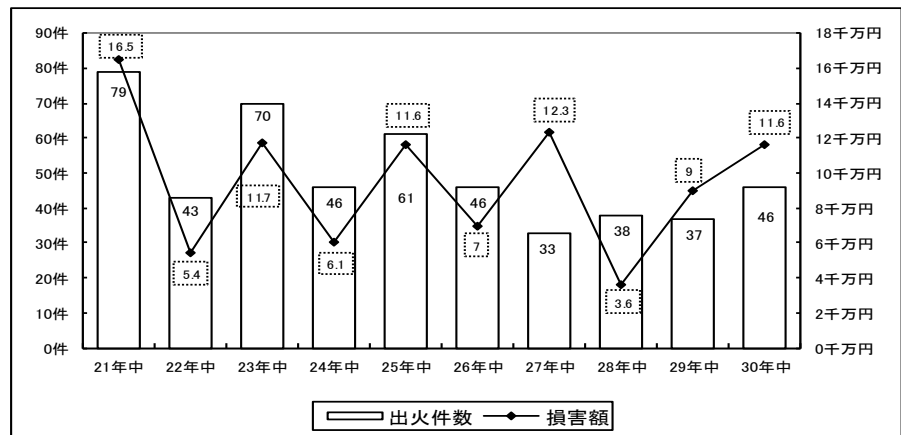
平成30年中の出火件数は46件で、前年の37件に比べ9件増加しています。これを構成市別にみると、島原市19件、雲仙市(国見町・瑞穂町)4件、南島原市23件となっています。また、建物火災件数は21件で船舶火災件数が1件、林野火災件数が2件、その他火災件数が22件となっています。

ここ10年間の火災の動向をみると、年間の平均出火件数は約50件であり、平成21年には79件の火災が発生しました。平成30年は平均を4件下回る件数となりました。

市町別出火件数

年別		平成30年						平成29年						増減			
種別		建物	林野	車両	船舶	その他	計	損害額 (千円)	建物	林野	車両	船舶	その他	計	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)
市町別																	
島原市	島原市 (有明町を除く)	4				7	11	32,777	6				5	11	75,817	0	△ 43,040
	有明町	4	1			3	8	13,006	1				1		83	7	12,923
	小計	8	1	0	0	10	19	45,783	7	0	0	0	5	12	75,900	7	△ 30,117
雲仙市	国見町	2				2	4	9,896	2		1			3	2,102	1	7,794
	瑞穂町							0	2				2	4	8,308	△ 4	△ 8,308
	小計	2	0	0	0	2	4	9,896	4	0	1	0	2	7	10,410	△ 3	△ 514
南島原市	加津佐町					2	2		2					2	2,712	0	△ 2,712
	口之津町	1	1				2	14	2		1		1	4	96	△ 2	△ 82
	南有馬町	2				2	4	27,197					3	3		1	27,197
	北有馬町	2					2	2,545	1	1			2	4	1,319	△ 2	1,226
	西有家町						0		1				1			△ 1	0
	有家町	1			1		2	735					1	1		1	735
	布津町	2				1	3	17,452					1	1	2	2	17,450
	深江町	3				5	8	11,930					2	2		6	11,930
	小計	11	1	0	1	10	23	59,873	6	1	1	0	10	18	4,129	5	55,744
計		21	2	0	1	22	46	115,552	17	1	2	0	17	37	90,439	9	25,113

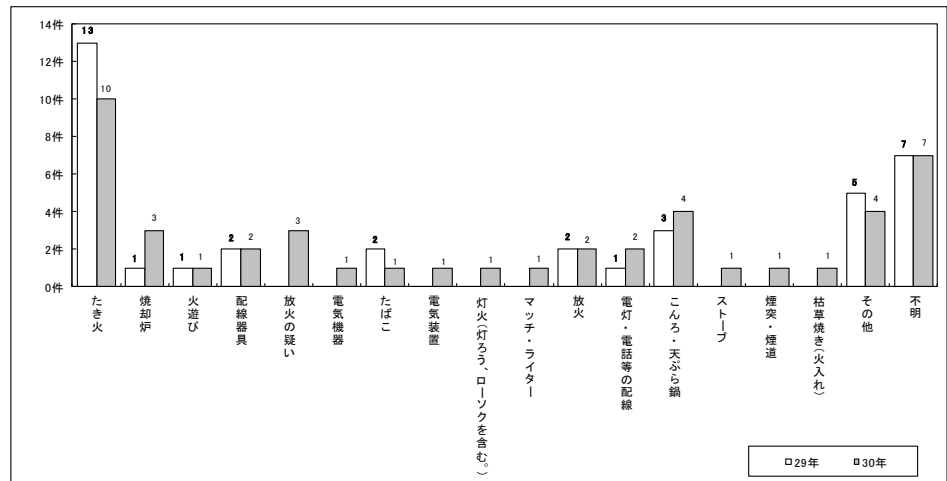
火災の傾向



③ 出火原因

出火原因は「たき火」が10件で最多となっており、次いで「こんろ・天ぷら鍋」が4件、「放火の疑い」、「焼却炉」がそれぞれ3件と多い順に続いています。

原因別出火原因件数



危険物

(7) 危険物

※危険物の範囲

消防法（以下「法」という。）における危険物は、法第2条第7項で「別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう」と定義されています。

※指定数量

消防法では、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には一定の技術上の基準に従わなければならないとされており、この基準となる数量を指定数量といいます。

※危険物施設の設置

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設を設置する場合及びこれらの危険物施設の位置、構造又は設備を変更する場合には、あらかじめ市町村長等の許可を受けなければならない。一方、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いについては、市町村条例によりその技術上の基準が定められており届け出が必要となります。

※危険物施設における保安規制

- 位置、構造及び設備に関する規制(法10条第4項)
- 貯蔵又は取扱いに関する規制(法10条第3項)
- 移送に関する規制(法16条の2)
- 危険物取扱者制度(法13条第3項)
- 危険物保安監督者(法13条第1項)
- 危険物施設保安員(法14条)
- 危険物保安統括管理者(法12条の7第1項)
- 予防規程(法14条の2第4項)
- 定期点検(法14条の3の2)
- 保安検査(法14条の3)
- 自衛消防組織(法14条の4)

消防法では、指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いを一般的に禁止しており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、許可を受けた施設において政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないとされています。

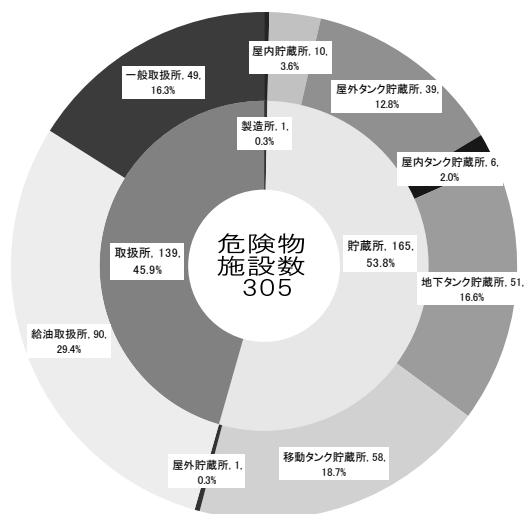
このように危険物の貯蔵及び取扱いに厳しい規制が設けられているのは、我々のあらゆる生活分野に浸透している石油製品に代表されるように、危険物は、社会生活の向上に大きく貢献している反面、ひとたびその取扱いを誤れば、火災・爆発等の災害をひき起こす潜在的な危険性を有しているからです。

危険物規制の目的は、我々の社会生活に欠かすことのできない危険物の安全を確保することであり、危険物に起因する火災等の災害から、公共の安全を確保することにあります。

市町別危険物施設数（平成31.4.1現在）

施設区分		合 製		貯蔵所							取扱所					
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所
市町別		計	所													
島原市	島原市(有明町を除く)	99	1	64	3	15	5	12		29		34	25			9
	有明町	31		14	3	4		5		2		17	11			6
	小計	130	1	78	6	19	5	17		31		51	36			15
雲仙市	国見町	22		9		2		4		2	1	13	8			5
	瑞穂町	19		10	1	4		4		1		9	6			3
	小計	41		19	1	6		8		3	1	22	14			8
南島原市	加津佐町	13		6	1	3		1		1		7	3			4
	口之津町	13		5	1			3		1		8	4			4
	南有馬町	22		15		2		8		5		7	4			3
	北有馬町	9		4				1		3		5	4			1
	西有家町	9		2		1		1				7	6			1
	有家町	21		9		2		3		4		12	7			5
	布津町	13		9	1	3	1	2		2		4	2			2
	深江町	34		18		3		7		8		16	10			6
	小計	134		68	3	14	1	26		24		66	40			26
	合計	305	1	165	10	39	6	51		58	1	139	90			49

危険物施設区分構成比



救急・救助

(8) 救急・救助

① 救急

平成 30 年中の救急出場件数は 5,287 件で、平成 29 年中と比較して 38 件の減少となりました。

救急車による搬送人員は5,009人で、前年と同数でした。

また、1 日平均出場件数は 14.5 件を数え、1 時間 39 分毎に 1 回の割合で救急隊が
出場し、地域住民 21.1 人に 1 人が救急隊に搬送されたことになります。

近年では、平成 3 年に救急救命士法が施行されたことに伴い、救急隊員の行う応急処置が拡大され、平成 15 年からは指示なし除細動、気管内挿管の実施、薬剤投与の実施、平成 26 年 4 月から、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与の実施、次々と高度な救命処置が実施できるように拡大され、救命率の向上が図られています。

救急自動車による搬送人員のうち、救急隊員が救命処置を行う傷病者も増加傾向にあります。

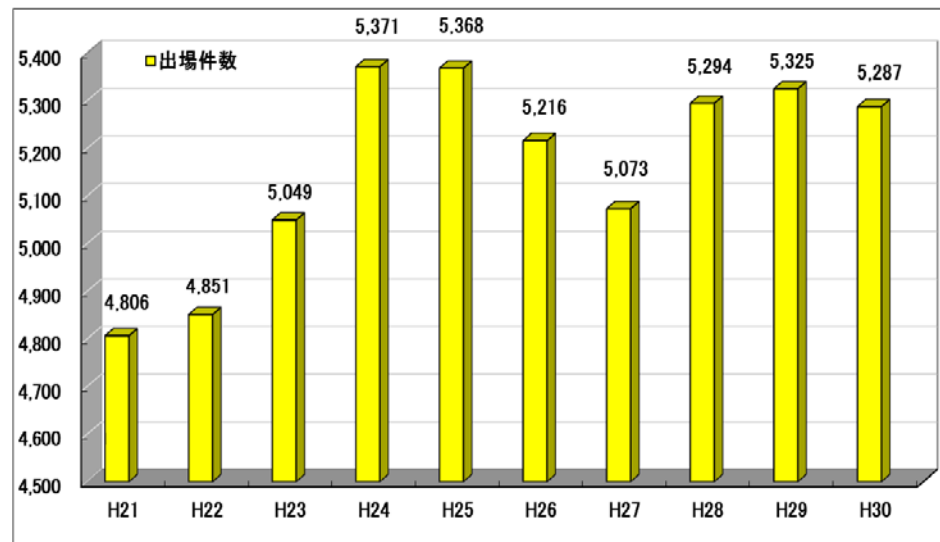
市別救急出場件数

区分		出 場 件 数			搬 送 人 員		
市別／年別		平成30年中	平成29年中	増減	平成30年中	平成29年中	増減
島 原 市	島 原 市	1,993	1,975	18	1,899	1,848	51
	有 明 町	375	382	▲ 7	353	362	▲ 9
	小 計	2,368	2,357	11	2,252	2,210	42
雲 仙 市	国 見 町	476	447	29	441	421	20
	瑞 穂 町	228	232	▲ 4	212	219	▲ 7
	小 計	704	679	25	653	640	13
南 島 原 市	加 津 佐 町	296	293	3	284	267	17
	口 之 津 町	296	320	▲ 24	281	304	▲ 23
	南 有 馬 町	217	230	▲ 13	208	211	▲ 3
	北 有 馬 町	118	136	▲ 18	108	126	▲ 18
	西 有 家 町	305	323	▲ 18	287	299	▲ 12
	有 家 町	390	353	37	380	339	41
	布 津 町	187	175	12	180	171	9
	深 江 町	406	458	▲ 52	376	441	▲ 65
	小 計	2,215	2,288	▲ 73	2,104	2,158	▲ 54
他市町		0	1	▲ 1	0	1	▲ 1
合 計		5,287	5,325	▲ 38	5,009	5,009	0

市別・事故別救急出場状況

区分		平成30年中出場件数															
事故別		計	火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他				
													転院搬送	医師搬送	資器材等輸送	その他	
市町別																	
島原市	島原市	1,993	1	0	1	85	6	30	242	5	12	1,004	605	0	0	0	2
	有明町	375	2	0	1	29	6	2	55	0	2	231	46	0	0	0	1
	小計	2,368	3	0	2	114	12	32	297	5	14	1,235	651	0	0	0	3
雲仙市	国見町	476	0	0	1	36	4	12	89	0	2	260	72	0	0	0	0
	瑞穂町	228	0	0	0	21	0	0	32	0	2	148	23	0	0	0	2
	小計	704	0	0	1	57	4	12	121	0	4	408	95	0	0	0	2
南島原市	加津佐町	296	0	0	0	5	1	1	62	0	0	208	19	0	0	0	0
	口之津町	296	0	0	1	5	0	2	51	0	1	124	111	0	0	0	1
	南有馬町	217	1	0	0	8	1	1	41	0	0	138	25	0	0	0	2
	北有馬町	118	0	0	0	8	0	0	22	0	0	83	5	0	0	0	0
	西有家町	305	0	0	1	11	1	1	42	0	0	204	45	0	0	0	0
	有有家町	390	0	0	0	18	0	3	38	0	1	241	89	0	0	0	0
	布津町	187	1	0	0	11	1	0	20	1	0	137	16	0	0	0	0
	深江町	406	0	0	1	7	0	0	50	0	3	185	159	0	0	0	1
	小計	2,215	2	0	3	73	4	8	326	1	5	1,320	469	0	0	0	4
他市町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		5,287	5	0	6	244	20	52	744	6	23	2,963	1,215	0	0	0	9

過去 10 年間の救急出場状況



② 救助



平成 30 年中の救助出場件数は 39 件で、前年より 5 件増加し、救助人員は前年の 24 名から 5 名の増加となっております。事故種別の救助出場件数では、交通事故が全体の約 67%、水難事故が全体の約 15%を占めています。

年々、多種多様化する事故・災害に的確に対応するため、救助活動マニュアルや教育訓練の充実、救助工作車及び救助資機材の計画的な整備を引き続き実施していきます。

救助出動状況

種別 区分	平成 30 年 事故種別											平成 29 年
	計	火災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	
		建 物	以 外									
出場件数	39			26	6		1				6	34
活動件数	27			19	4		1				3	24
救助人員	29			21	4		1				3	24

指令センター

(9) 消防通信施設

① 指令センターの概要



指令センター

指令センターは災害の通報受信・出動指令・情報収集など、あらゆる災害の通信指令管制システムの中核で、消防本部指令課が主管し、平成 18 年 5 月 10 日から運用開始しました。

指令システムと関連機器のネットワーク化により災害事案の迅速・的確な処理による初動体制の確立及び支援情報の充実・強化による高度な現場活動の支援体制が確立され最適な出動車両の選定などが自動で行われるようになり、出動までの時間を短縮することができるようになりました。

また、平成 22 年 7 月 28 日から、位置情報通知システム（統合型）を導入し、従来の一般加入電話発信地表示システムに加え、携帯・IP 電話からでも災害発生場所の把握が可能となりました。さらに、指令システム中間更新事業において、平成 28 年 1 月 28 日から電柱番号による場所の検索機能を導入し、場所がより早く把握でき、出動までの時間短縮が図られるようになりました。

また、聴覚や発話に障害のある方を対象とした FAX 電話による通報機器に加え、平成 28 年 10 月から携帯電話・スマートフォンを使い簡単なボタン操作で 119 番通報ができる機器（NET119-緊急通報システム）を導入しました。

② 指令システムの主要機器

装 置 名	装 置 名
1 指令系設備（指令センター）	3 指令系設備（署々・車両）
(1) 指令台・指揮台	(1) 署々端末装置
(2) 自動出動装置	(2) 指令情報出力装置
(3) 地図検索装置	(3) 車両運用端末装置
(4) 長時間録音装置	
(5) 非常用指令装置	4 電源設備
(6) 出動車両運用管理装置	(1) 無停電電源装置（本部用・署々用）
(7) 気象情報収集装置	(2) 直流電源装置
(8) 気象状況等案内装置	
(9) 順次指令装置	5 監視系装置
(10) 音声合成装置	(1) システム監視装置
(11) 指令情報送信装置	(2) デジタル無線管理監視制御装置
(12) 発信地表示システム	(3) 駆込み通報設備・受信設備
(13) 位置情報通知システム（統合型）	
(14) NET119-緊急通報システム	6 情報系設備
	(1) 支援情報管理装置
2 表示系・映像系設備（指令センター）	(2) 災害情報発信システム
(1) 車両運用表示盤	
(2) 多目的情報表示盤	7 無線系設備
(3) 支援情報表示盤	(1) 消防無線設備
(4) プラズマディスプレイ	(2) 防災行政無線集中制御装置

③ 平成 30 年中の 119 番着信状況

月別	用件別 機種別	災 害 事 案				5 いた ずら	6 間 違 い	7 問 合 わ せ	8 病 院 紹 介	9 訓 練	10 試 験	11 職 員 訓 練 等 の 他	12 転 送	小計(%)	日 平 均 件 数
		1 火 災	2 救 急	3 救 助	4 そ の 他										
1月	固定 119	1	209				12	5	23	32	84	13	47	379	25.8
	携帯 119	3	131		1		5	9	37	2	2	13	4	207	
	I P 119	4	173				3	3	11	17		3	214		
	計	8	513	0	1	0	20	17	71	51	86	29	4	800	
2月	固定 119		178				9	6	7	47	61	7	48	315	23.6
	携帯 119	3	112	1			8	10	23	3		6	3	169	
	I P 119	1	133				3	5	11	20		3	176		
	計	4	423	1	0	0	20	21	41	70	61	16	3	660	
3月	固定 119	2	207		1		12	9	6	104	99	5	54	445	26.4
	携帯 119	2	105	3			12	10	17	3	8	7	3	170	
	I P 119	1	141				4	11	7	35		5	204		
	計	5	453	3	1	0	28	30	30	142	107	17	3	819	
4月	固定 119	3	136				7	8	4	54	60	25	52	297	19.2
	携帯 119	2	111	1			9	7	16	4	1	9	5	165	
	I P 119		89				2	6	3	13		1	114		
	計	5	336	1	0	0	18	21	23	71	61	35	5	576	
5月	固定 119		168				10	6	17	66	83	19	52	369	23.0
	携帯 119		111	1			5	13	29	10	1	16	5	191	
	I P 119		120				2	4	8	12		6	152		
	計	0	399	1	0	0	17	23	54	88	84	41	5	712	
6月	固定 119		132				9	8	4	81	71	8	50	313	21.0
	携帯 119	3	90	2	1		10	26	22	2	17	8	1	182	
	I P 119		105				1	3	4	16	4	1	134		
	計	3	327	2	1	0	20	37	30	99	92	17	1	629	
7月	固定 119	3	213	1	1		14	14	9	39	70	9	49	373	24.7
	携帯 119	4	138	4	2		13	19	26	6	2	9	4	227	
	I P 119	2	131				2	9	9	12		1	166		
	計	9	482	5	3	0	29	42	44	57	72	19	4	766	
8月	固定 119	2	189				10	12	15	34	46	8	43	316	23.6
	携帯 119	10	150				15	18	25	1		16	8	243	
	I P 119	2	131				2	5	16	17			173		
	計	14	470	0	0	0	27	35	56	52	46	24	8	732	
9月	固定 119		133		1		8	9	5	48	55	13	45	272	19.9
	携帯 119	1	99		4		14	8	24	5		11	7	173	
	I P 119		118				2	5	10	13	2	3	153		
	計	1	350	0	5	0	24	22	39	66	57	27	7	598	
10月	固定 119	2	191	1			10	7	12	56	49	8	48	336	22.4
	携帯 119		125	2			8	8	16	3		13	10	185	
	I P 119		137		1		1	5	4	25			173		
	計	2	453	3	1	0	19	20	32	84	49	21	10	694	
11月	固定 119		135				15	12	8	144	101	44	48	459	31.6
	携帯 119	3	102	2	2		4	19	17	9	54	25	2	239	
	I P 119	1	113				2	1	6	30	83	14	26	250	
	計	4	350	2	2	0	21	32	31	183	238	83	2	948	
12月	固定 119	4	175				7	7	5	68	78	5	49	349	22.9
	携帯 119	4	124				7	13	36	2	2	8	3	199	
	I P 119	1	118	2			2	4	4	28		3	162		
	計	9	417	2	0	0	16	24	45	98	80	16	3	710	
合計	固定 119	17	2,066	2	3	0	123	103	115	773	857	164	49	4,223	23.7
	携帯 119	35	1,398	16	10	0	110	160	288	50	87	141	55	2,350	
	I P 119	12	1,509	2	1	0	26	61	93	238	89	40	24	2,071	
	合 計	64	4,973	20	14	0	259	324	496	1,061	1,033	345	55	8,644	
昨年同月 比較		5	-43	4	5	-4	8	-100	-2	13	76	24	27	13	
月平均 件数		5.3	414.4	1.7	1.2	0.0	21.6	27.0	41.3	88.4	86.1	28.8	4.6	720.3	

平成29年中

合計	固定 119	22	2,249	3	1	3	107	156	145	733	894	203	49	4,516	(52.3)	23.6
	携帯 119	26	1,373	9	6	1	106	201	253	91	39	98	28	2,231	(25.8)	
	I P 119	11	1,394	4	2	0	38	67	100	224	24	20	20	1,884	(21.8)	
	合 計	59	5,016	16	9	4	251	424	498	1,048	957	321	28	8,631		

④ 平成 30 年中のドクターヘリ要請件数

署別	署々別	市別	事故種別		急病	交通事故	一般負傷	労働災害	自損行為	運動競技	水難	加害	火災	自然災害	転院搬送	総計	
			構成市町別														
島原消防署管内	島原消防署	島原市	旧島原市	要請 キャンセル	13 (2) 9 (1)	13 (2) 7 (1)	13 (3) 5	1 1		2 (1) 2 (1)					6	48 (8) 24 (3)	
			有明町	要請 キャンセル	4 (1) 1	7 (1) 3	2 1	1			1 1					15 (2) 6 (0)	
		小計	要請 キャンセル	17 (3) 10 (1)	20 (3) 10 (1)	15 (3) 6	2 1		2 (1) 2 (1)	1 1				6	63 (10) 30 (3)		
			国見町	要請 キャンセル	2 1	11 (3) 6 (2)	4 1	1								18 (3) 8 (2)	
		北分署	雲仙市	瑞穂町	要請 キャンセル	 6 (1)	9 (1) 6 (1)	3 (1) 1									12 (2) 7 (1)
				小計	要請 キャンセル	2 1	20 (4) 12 (3)	7 (1) 2	1								30 (5) 15 (3)
	合計	要請 キャンセル	19 (3) 11 (1)	40 (7) 22 (4)	22 (4) 8 (0)	3 (0) 1 (0)	0 (0) 0 (0)	2 (1) 2 (1)	1 (0) 1 (0)	0 (0) 0 (0)	0 (0) 0 (0)	0 (0) 0 (0)	0 (0) 0 (0)	6 (0) 0 (0)	93 (15) 45 (6)		
		南島原消防署	西有家町	要請 キャンセル	6 (1) 4 (1)	3 (1) 2 (1)	1										10 (2) 6 (2)
	有家町	要請 キャンセル		2 2	4 (1) 3 (1)	2 1										8 (1) 6 (1)	
	南島原消防署管内	布津分署	南島原市	深江町	要請 キャンセル	2 1	4 (1) 3 (1)	9 (1) 4		1 1						4 1	20 (2) 10 (1)
				布津町	要請 キャンセル	1 1	4 1		1								6 (0) 2 (0)
		有馬分署	北有馬町	要請 キャンセル	1 1	1											2 (0) 0 (0)
				南有馬町	要請 キャンセル	1 1		5 1					1 1				7 (0) 2 (0)
		口之津分署	口之津町	要請 キャンセル	7 (2) 4 (1)		3 1								2	12 (2) 5 (1)	
加津佐町				要請 キャンセル	8 (1) 4 (1)	2 1	10 (3) 5 (1)									20 (4) 10 (2)	
合計		要請 キャンセル	28 (4) 16 (3)	18 (3) 10 (3)	30 (4) 12 (1)	1 (0) 0 (0)	1 (0) 1 (0)	0 (0) 0 (0)	0 (0) 0 (0)	0 (0) 0 (0)	1 (0) 1 (0)	0 (0) 0 (0)	6 (0) 1 (0)	85 (11) 41 (7)			
その他の市町		要請 キャンセル	 1		1										1 (0) 0 (0)		
総計		要請 キャンセル	47 (7) 27 (4)	58 (10) 32 (7)	53 (8) 20 (1)	4 (0) 1 (0)	1 (0) 1 (0)	2 (1) 2 (1)	1 (0) 1 (0)	0 (0) 0 (0)	1 (0) 1 (0)	0 (0) 0 (0)	12 (0) 1 (0)	179 (26) 86 (13)			

平成29年中

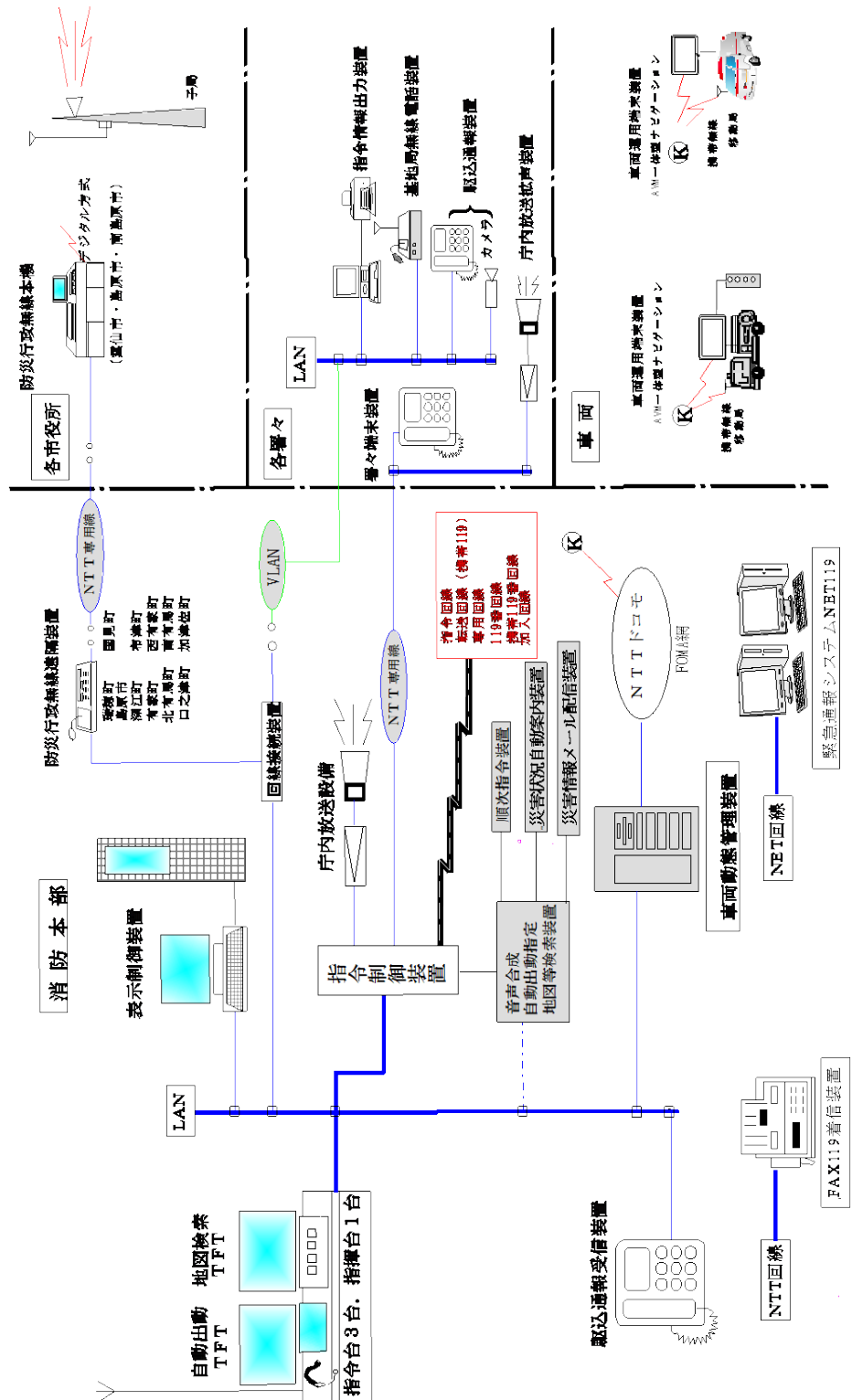
総計	要請	52	39	46	6	0	2	0	0	1	0	7	153
	キャンセル	19	14	19	2	0	2	0	0	1	0	2	59

昨年同期 総計比較	要請	-5	19	7	-2	1	0	1	0	0	0	5	26
	キャンセル	8	18	1	-1	1	0	1	0	0	0	-1	27

平成30年中 キャンセル	理由	他事案出動中	天候不良	軽症	心肺停止	その他	総計
	件数	27 (3)	22 (6)	28 (3)	2 (0)	7 (1)	86 (13)

()は佐賀県ドクターヘリ要請件数

⑤ システム構成系統図（平成 30 年中）



組合の財政状況

※ 一般会計予算

歳入の主なものは、構成市からの負担金となっています。

皆さんが安心して暮らせる地域づくりに使われています。

○議会費（議員 15 名で構成する議会の運営経費）

○総務費（一般管理費：条例、規則その他規程等の整備、予算編成及び執行管理並びに決算、職員、財産等の管理、電子計算機管理費：各種税、財務会計等のコンピュータ処理、監査委員費：組合全体の監査）

○民生費（介護福祉総務費：社会福祉法人等介護サービス利用者負担減免措置、低所得者保険料軽減繰出金）

○衛生費（塵芥処理費：不燃性廃棄物処理経費、最終処分場管理運営費）

○消防費（常備消防費：消防・救急業務経費、消防施設費：消防署・各分署の改修費、各種消防車・救急車購入費等）

組合の共同処理事務に必要な経費の財源は、主に構成市からの負担金となっており、この他に国県からの支出金や使用料、手数料となっています。

平成 31 年度 一般会計予算

総額 1,997,650 千円

[歳 入]

款別	予算額（千円）	構成比（％）
分担金及び負担金	1,756,817	87.9
使用料及び手数料	12,975	0.6
国庫支出金	20,253	1.0
県支出金	10,234	0.5
財産収入	34	0.0
寄附金	1	0.0
繰入金	86,407	4.3
繰越金	1	0.0
諸収入	33,928	1.7
組合債 [※]	77,000	3.9
合 計	1,997,650	100.0

[歳 出]

款別	予算額（千円）	構成比（％）
議会費	2,993	0.1
総務費	354,139	23.6
民生費	40,650	2.0
衛生費	121,436	6.1
消防費	1,392,382	69.7
公債費	85,080	4.3
予備費	1,000	0.1
合 計	1,997,680	100.0

※介護保険事業特別会計

平成31年度介護保険事業特別会計
総額 18,068,845 千円

歳入の主なものは、構成市からの負担金（繰入金処理）、支払基金からの交付金、国や県からの補助金等となっています。歳出では、介護サービスや支援サービスなどの料金を介護保険で負担する費用を事業者へ支払う保険給付費が主なものです。

- 総務費（総務管理費：賦課徴収費、介護認定事務費、趣旨普及費、地域密着型サービス運営委員会費等）
- 保険給付費（介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、その他諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費等）
- 地域支援事業費（介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等）

〔歳入〕

款別	予算額（千円）	構成比（％）
保険料	3,400,834	18.6
分担金及び負担金	2,686,127	14.7
使用料及び手数料	1253	0.0
国庫支出金	4,716,203	25.8
支払基金交付金	4,737,468	25.9
県支出金	2,553,692	14.0
財産収入	71	0.0
寄附金	1	0.0
繰入金	189,423	1.0
繰越金	1	0.0
諸収入	1,519	0.0
合 計	18,286,592	100.0

〔歳出〕

款別	予算額（千円）	構成比
総務費	382,499	2.1
保険給付費	17,042,808	93.2
地域支援事業費	801,442	4.8
基金積立金	71	0.0
公債費	199	0.0
諸支出金	56,573	0.3
予備費	3,000	0.0
合 計	18,286,592	100.0

① 各会計予算の比較

平成31年度の予算規模は、一般会計及び各特別会計を合わせて20,284,242千円です。これは、対前年比で136千円の減少となっています。

（単位：千円）

区分	平成31年度		平成30年度		対前年度比	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸率
一般会計	1,997,650	9.8%	2,215,533	10.9%	△ 217,883	△9.8%
介護保険事業特別会計	18,286,592	90.2%	18,068,845	89.1%	217,747	1.2%
計	20,284,242	100.0%	20,284,378	100.0%	△ 136	△0.0%

② 各市負担金の内訳

(単位：千円、%)

	平成31年度 ①	平成30年度 ②	増減額 ③ (①-②)	伸び率 ④ ③/②
一般管理費	80,559	76,066	4,493	5.9
島原市	27,833	26,334	1,499	5.7
雲仙市	24,353	22,888	1,465	6.4
南島原市	28,373	26,844	1,529	5.7
電子計算機管理費	223,174	234,663	△ 11,489	△ 4.9
島原市	138,267	130,788	7,479	5.7
雲仙市				
南島原市	84,907	103,875	△ 18,968	△ 18.3
衛生費	74,651	85,414	△ 10,763	△ 12.6
島原市	51,959	59,464	△ 7,505	△ 12.6
雲仙市	164	162	2	1.2
南島原市	22,528	25,788	△ 3,260	△ 12.6
消防費	1,368,270	1,453,607	△ 85,337	△ 5.9
島原市	473,630	510,303	△ 36,673	△ 7.2
雲仙市	203,681	220,635	△ 16,954	△ 7.7
南島原市	690,959	722,669	△ 31,710	△ 4.4
介護保険運営費	10,163	9,210	953	10.4
島原市	3,089	2,824	265	9.4
雲仙市	3,201	2,871	330	11.5
南島原市	3,873	3,515	358	10.2
一般会計 合計	1,756,817	1,858,960	△ 102,143	△ 5.5
島原市	694,778	729,713	△ 34,935	△ 4.8
雲仙市	231,399	246,556	△ 15,157	△ 6.2
南島原市	830,640	882,691	△ 52,051	△ 5.9
特別会計 介護運営費	2,686,127	2,707,878	△ 21,751	△ 0.8
島原市	849,082	852,568	△ 3,486	△ 0.4
雲仙市	822,511	832,496	△ 9,985	△ 1.2
南島原市	1,014,534	1,022,814	△ 8,280	△ 0.8
全会計 合計	4,442,944	4,566,838	△ 123,894	△ 2.7
島原市	1,543,860	1,582,281	△ 38,421	△ 2.4
雲仙市	1,053,910	1,079,052	△ 25,142	△ 2.3
南島原市	1,845,174	1,905,505	△ 60,331	△ 3.2

規 約

[島原地域広域市町村圏組
合規約]

島原地域広域市町村圏組合規約

昭和46年4月1日長崎県指令46島振総第268号許可

変更 昭和47年4月1日長崎県指令47島振総第195号許可
平成元年4月1日長崎県指令1島振総第55号許可
平成8年2月21日長崎県指令7島振総第203号許可
平成11年5月7日長崎県指令11島振地第12号許可
平成17年10月7日長崎県指令17島振地第158号許可
平成17年12月27日長崎県指令17島振地第223号許可
平成18年3月30日長崎県指令17島振地第284号許可
平成19年3月28日長崎県指令18島振地第145号許可
平成22年10月28日長崎県指令22市町振第464号許可
平成23年1月20日長崎県指令22市町振第644号許可
平成25年8月6日長崎県指令25地振第448号許可
平成25年11月8日長崎県指令25地振第708号許可
平成28年1月22日長崎県指令27市町村第416号許可

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、島原市、雲仙市及び南島原市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の事務を処理する。

- (1) 常備消防及び救急業務に関する事務
 - (2) 電子計算機の導入並びに電算センターの建設及び管理運営に関する事務（雲仙市を除く。）
 - (3) 不燃物ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務
 - (4) 介護保険業務の管理運営に関する事務（被保険者からの各種申請・届出にかかる受付業務を除く。）
- 2 前項に規定する事務を共同処理する市のうち、雲仙市にあつては、同項第1号及び第3号までに掲げる事務（第3号については平成22年度までに収集された不燃物ごみの処理を行うものに限る。）を旧国見町及び旧瑞穂町の区域で行う。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、島原市に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の任期)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、15人とし、関係市の議会において当該議会の議員のうちからそれぞれ5人を選出する。

2 組合議員に欠員が生じたときは、その議員の属していた関係市の議会において速やかにこれを補充しなければならない。

3 組合議員の任期は、関係市の議会の議員としての任期とする。

第6条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会で選挙する。

3 議長に事故あるとき又は欠けたときは、副議長が議長の職務を行なう。

- 4 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行なわせる。
- 5 第2項及び前項の規定により選挙を行なう場合において議長の職務を行なう者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行なう。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第7条 組合に、管理者1人及び副管理者2人を置く。

- 2 管理者は、組合の議会において関係市の長のうちからこれを選任する。
- 3 副管理者は、管理者以外の関係市の長をもつて充てる。
- 4 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長としての任期とする。

(会計管理者)

第8条 組合に会計管理者1人を置き、次条の職員のうちから管理者がこれを任命する。

(補助職員)

第9条 第7条に規定する者のほか条例の定めるところにより、職員を置く。

- 2 職員は、管理者が任免する。ただし、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期とする。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、組合所有財産及び事業により生ずる収入その他法令により組合に属する収入をもつてこれに充てるほか、不足額は、次の各号に定める基準により組合の議会の議決を経て関係市が負担する。

- (1) 通常の運営に要する経費の市別負担割合は、平等割を100分の20及び人口割を100分の80とする。
 - (2) 第3条第1項第1号から第3号までの各号の事業に要する経費の市別負担割合は、人口及び消防費に係る基準財政需要額等を基礎として事業別に定める。ただし、第3条第1項第2号に規定する事業に要する経費の市別負担割合については、雲仙市を除くものとする。
 - (3) 第3条第1項第4号の事業に要する経費の市別負担割合は、人口及び高齢者比率等を基礎として別に定める。
- 2 前項第1号及び第2号の負担割合の算定に必要な人口の基準は、最近の国勢調査人口とし、前項第3号の負担割合の算定に必要な人口の基準は、前年の10月1日の住民基本台帳人口とする。
 - 3 投資、災害、事故その他特別の事由による臨時的経費の支出に充てる負担金については、第1項の規定にかかわらず、組合の議会の議決を経て、特別の基準を定めることができる。

第5章 雑則

(委任)

第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、組合運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、長崎県知事の許可の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。ただし、第3条第3号に規定する事務については、長崎県知事の許可を受け、別に管理者が定めた日から施行する。

2 島原地域消防福祉組合同規約（昭和45年3月28日議決）を次のように改正する。
題名を次のように改める。

島原地域福祉組合同規約

第1条中「島原地域消防福祉組合」を「島原地域福祉組合」に改める。

第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、島原伝染病院に関する事務を処理する。

第10条中第1号を削り、第2号中「前号の規定による人口とする」を「当該年度前の直近の国勢調査人口による」に改め、同号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削る。

附 則（昭和47年4月1日長崎県指令47島振総第68号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（平成元年4月1日長崎県指令1島振総第55号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行し、変更後の島原地域広域市町村圏組合同規約の規定は、昭和64年4月1日から適用する。

附 則（平成8年2月21日長崎県指令7島振総第203号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成11年5月7日長崎県指令11島振地第12号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成17年10月7日長崎県指令17島振地第158号許可）

（施行期日）

1 この規約は、平成17年10月11日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年度における雲仙市が負担すべき経費の負担金等の額については、この規約による変更後の島原地域広域市町村圏組合同規約第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日前において、この規約による変更前の島原地域広域市町村圏組合同規約第11条の規定により算出して得られる旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧小浜町及び旧南串山町が負担すべき経費の負担金等の合計額とする。

3 雲仙市が負担すべきふさと市町村圏基金の出資金の額については、この規約の施行の日前において、島原地域広域市町村圏組合同規約第12条の規定により旧国見町及び旧瑞穂町が負担していたふさと市町村圏基金の出資金の合計額とする。

附 則（平成17年12月27日長崎県指令17島振地第223号許可）

（施行期日）

1 この規約は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年度における島原市が負担すべき経費の負担金の額については、島原地域広域市町村圏組合同規約第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日前において、同条の規定により算出して得られる島原市及び旧有明町が負担すべき経費の負担金の合計額とする。

3 島原市が負担すべきふさと市町村圏基金の出資金の額については、この規約の施行の日前において、島原地域広域市町村圏組合同規約第12条の規定により島原市及び旧有明町が負担していたふさと市町村圏基金の出資金の合計額とする。

附 則（平成18年3月30日長崎県指令17島振地第284号許可）

（施行期日）

1 この規約は、平成18年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年度における南島原市が負担すべき経費の負担金の額については、この規約による変更後の島原地域広域市町村圏組合同規約第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日前において、この規約による変更前の島原地域広域市町村圏組合同規約（以下「変

更前の規約」という。) 第11条の規定により算出して得られる旧加津佐町、旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町及び旧深江町が負担すべき経費の負担金の合計額とする。

- 3 南島原市が負担すべきふるさと市町村圏基金の出資金の額については、この規約の施行の日前において、変更前の規約第12条の規定により旧加津佐町、旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町及び旧深江町が負担していたふるさと市町村圏基金の出資金の合計額とする。

附 則（平成19年3月28日長崎県指令18島振地第145号許可）
（施行期日）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、収入役が現に在職する場合においては、この規約による変更後の島原地域広域市町村圏組合理約第8条の規定は適用せず、この規約による変更前の島原地域広域市町村圏組合理約第8条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年10月28日長崎県指令22市町振第464号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成23年1月20日長崎県指令22市町振第644号許可）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。3 南島原市が負担すべきふるさと市町村圏基金の出資金の額については、この規約の施行の日前において、変更前の規約第12条の規定により旧加津佐町、旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町及び旧深江町が負担していたふるさと市町村圏基金の出資金の合計額とする。

附 則（平成19年3月28日長崎県指令18島振地第145号許可）
（施行期日）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、収入役が現に在職する場合においては、この規約による変更後の島原地域広域市町村圏組合理約第8条の規定は適用せず、この規約による変更前の島原地域広域市町村圏組合理約第8条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年10月28日長崎県指令22市町振第464号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成23年1月20日長崎県指令22市町振第644号許可）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月6日長崎県指令25市町振第448号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成25年11月8日長崎県指令25市町振第708号許可）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月22日長崎県指令27市町村第416号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

島原地域広域市町村圏組合

〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊 1327
(島原市役所有明庁舎)

TEL (0957) 61-9100 (総務課)

FAX (0957) 68-1126 (総務課)

<http://www.shimabara-area.net/site/>